

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会
福祉士会
NEWSホームページのURL
<http://www.jacsw.or.jp/>記念号
No.200
JUNE.2021

『これからの社会福祉士—地域共生社会政策と社会福祉士の役割』	1
認定社会福祉士を目指す ～現場実践している認定社会福祉士からのメッセージ～	8
新しく都道府県社会福祉士会に入会された皆さまへ	15
Webでつながる全国大会 山形大会まであと1か月、会員の皆さんの参加を待っています!	16
第30回 全国大会・社会福祉士学会 東京で会いましょう	17
2020年度臨時総会を開催しました	17
2021年度通常総会を開催します	18
コロナ禍におけるソーシャルワーク	19
2020年度委託事業・補助金事業報告	22
2021年度委託事業	23
IFSW「コロナ禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実践 ～コミュニティ・レジリエンスとメンタルヘルス・ウェル ビーイングのありかたを学ぶ～」の開催	24
子ども家庭福祉に関する資格について	24
声明/意見・要望書を発出しました	26
e-ラーニング講座のご案内	29
2021年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表	30
情報コーナー/BOOK	31
事務局組織図/四谷事務局より	32

日本社会福祉士会ニュースが200号を迎えました。このたび200号の記念として、日本社会事業大学名誉教授の大橋謙策先生に「これからの社会福祉士」をテーマにご寄稿いただきました。

大橋先生は、日本社会福祉学会、日本地域福祉学会、日本福祉教育・ボランティア学習学会、日本社会事業学校連盟、ソーシャルケアサービス従事者研究協議会などの会長を歴任されるなど、社会福祉の推進に多方面から尽力され、現在は公益財団法人テクノエイド協会理事長を務められています。

特別寄稿『これからの社会福祉士—地域共生社会政策と社会福祉士の役割』

日本社会事業大学名誉教授 大橋 謙策

筆者に与えられたテーマは「これからの社会福祉士」というものである。その趣旨を筆者なりに解釈して『これからの社会福祉士—地域共生社会政策と社会福祉士の役割』と題して書かせていただきたい。

本稿では、社会福祉士への期待もさることながら、社会福祉士が日常の実践において、自分の実践を振り返って常に考えて欲しいこと（「自省的省察」）、それに関わる社会福祉士が担うべき機能および社会福祉士の社会的役割について、自分の50年間の自伝的・実践的研究を省みながら書かせていただきたい。

筆者は、2015年に刊行された『社会保障制度改革とソーシャルワーク—躍進するソーシャルワーク活動Ⅱ』（ソーシャルケアサービス従事者研究協議会編集協力、中央法規）に「ソーシャルワークの楽しさ、怖さ、醍醐味」と題する拙稿を書いた。

その一節を引用すると、「筆者は2000年代初め頃、日本社会福祉士会をはじめ社会福祉に関わる専門職能団体に講演を依頼された折、「皆さんは社会福祉実践という用語にアイデンティティをお持ちですか、それともソーシャルワーク実践という用語にアイデ

ンティティをお持ちですか？」という質問を講演の冒頭に尋ねたものである。それは、定められた社会福祉制度の枠の中で、社会福祉制度を有効に活用するという意思のレベルなのか、それとも制度の枠を超え、時には制度を改善することや、新しいサービスを開発することまでも意識化した実践なのかを問わないと、何となく社会福祉実践とソーシャルワーク実践とを同義語としてとらえて使用していることに警鐘を鳴らし、専門職能団体としてどこにアイデンティティをもち、社会的評価を受けるのかを明らかにしようと考えたからである」と述べている。

この問いかけは、今でも筆者が変わらずに抱えている命題である。

今回の与えられたテーマに即して考えるならば、以下のような点が課題として挙げられる。

- ① 社会福祉士は、何を価値規範として、何を目的に、どのようなことに留意して、どのような視点で仕事をしているのであろうか？
- ② 社会福祉士の専門職としての位置と社会福祉士として求められている専門性と個々の社会

福祉士の専門的力量的違いをどれだけ意識して考えているのであろうか？

- ③ 社会福祉行政に従事する公務員や社会福祉施設、組織で働く職員としての立ち位置に従属意識、アイデンティティがあり、社会福祉士としての資格はそれに従事する際に求められたから取得しているのか、逆に社会福祉士の専門性にアイデンティティをもち、それを発揮する場として社会福祉行政に従事する公務員や社会福祉施設、組織で働く職員として勤めているのか？
- ④ 社会福祉士はソーシャルワーカーを自任している人が多いが、果たしてソーシャルワーク機能をどれだけ具現化できているのであろうか？社会福祉士の実践イコールソーシャルワーク実践といえるのであろうか？

この4つの点を意識して、テーマに即して論述することで、与えられた責を果たしたい。

I 社会福祉士は自らのアイデンティティをどこに見出しているのであろうか

社会福祉士は、自らのアイデンティティをどこに見出しているのであろうか？

社会福祉士は社会福祉の目的、社会福祉実践・方法論の論拠をどこにおいているのであろうか？

それとも社会福祉士は国家資格なので、そんな難しいことは考えていないというのであろうか？

また、そういうことを意識化して考えるよう養成教育で教えられたのであろうか？

これらの課題に即し、やや冗漫になるが、筆者の経験を述べて、社会福祉士の皆さんにもいろいろ考えていただきたい。

筆者は、1960年代に日本社会事業大学で社会福祉論を学び、社会福祉方法論としてのケースワーク、グループワーク、コミュニティオーガニゼーションを学んだ。その当時から学ぶ上で、いくつかの違和感を抱き、それはその後の50年間の大学教員としての研究生活の上でも引きずる“違和感”であった（これらの点は雑誌『コミュニティソーシャルワーク』第26号、27号、中央法規発行に詳細したので参照したい）。

その“違和感”のいくつかを列举すると、①なぜ、「社会福祉学」でなく、「社会福祉論」なのか—学問として社会福祉を教えるのであれば、その目的、哲学、研究方法等が教えられるべきなのに、“社会福祉概論”として社会福祉制度の解説が中心であり、「社会福祉」の目的、中核になるべき哲学としての“自

立のとらえ方”等についての「社会福祉学」としての講義がほとんどない状況に疑問を抱いた、②「広義の社会福祉」と「狭義の社会福祉」という説明をされるのであるが、それではその“広義”と“狭義”の境界はどこにあるのかが分からなかった。③1950年の社会保障制度審議会の勧告を歴史として教えてくれながら、多くの講義の内容は、社会保険、社会福祉、公的扶助の差別化を意識しないで、全て“社会福祉論”で括ってしまうことに違和感があった。④一般的に、「社会福祉学」の目的、理念を達成するための制度、方法論があるはずなのに、社会福祉制度の政策（③で述べたように混在させて、括って使っている）と社会福祉方法論とが“乖離”して教えられていて、かつそれを担う職員論もなく、全体的に統合的にシステムとして考えるということがなぜないのかについても不思議であった。⑤政策論と方法論とが“乖離”している状況の中で、WASP（ホワイト、アングロサクソン、プロテスタント）の文化を基盤として発展してきたケースワークを“〇〇ではの守”的に直輸入して教えられる過程で、i)「クライアント」、ii)「インテーク」、iii)「ワーカビリティ」という用語を使う考え方はおかしいのではないかと思った。なぜなら、福祉サービスを必要としている人は、必ずしも自ら相談に訪れてくれる人ばかりではなく、この考え方では制度を知らないか、さまざまな事情があって相談窓口に来られない人への相談は成り立たないと思ったからである。

このような疑問をもちつつ、他方、筆者にとって日本社会事業大学の教育課程で学んだ重要なことは、地域に入り、地域住民の生活課題を把握し、整理する「社会踏査」と呼べる社会福祉実習であった。

これは、本当に、地域にはさまざまな課題を抱えている人がいること（“座敷牢”と呼ばれている部屋に隔離されている精神障害者の姿、いろり脇の大黒柱と障害児とが紐で結ばれていて、日中一人にされる障害児はその紐の長さの範囲内でしか行動できない姿、年相応以上に顔のしわの多い、いかにも疲れ切った農婦の姿、稗、粟の食事をしている家庭、電気もなく、ランプ生活で、内風呂のない家庭等）を学ぶ機会となり、かつ地域の住民の方々にインタビューする際に、インタビュアーである自分が多様な“引き出し”の素材をたくさん持っていないとインタビューにならないことを実感させられた。

と同時に、それらの生活問題の“事象”がどういう意味を持っているのか、その“事象”はなぜ起きているのかを分析する能力の必要性も痛感させられた。

この「社会踏査」こそが筆者が志した「社会福祉

の道」であり、それを担うのが“ソーシャルワーカー”と呼ばれる人ではないかと思えた。

現在、社会福祉士の方がたは、このような現実の生活課題に触れ、学ぶ機会をどれだけもつことができているのであろうか。また、そのことを通して“現代の生活のしづらさ”について、どれだけイマジネーションを膨らませて、理解しているのであろうか。

そのような“違和感”をもちつつ、かつ悩みながら、筆者なりに到達したのは、「社会福祉の目的」は「憲法第13条及び25条に規定される基本的人権を踏まえた個人の尊厳を旨とし、人間が有している特性を最大限に発揮して自立生活（6つの自立要件— i）労働的・経済的自立、ii）精神的・文化的自立、iii）身体的・健康的自立、iv）生活技術的・家政管理的自立、v）社会関係的・人間関係的自立、vi）政治的・契約的自立）が営めるよう、自己実現を追求することを目的とし、その目的が何らかの事由により、欠損、不足、停滞が生じた時、それを補い、あるいはより増進させ、豊かな自己実現、自立生活の目的を達成することができるように、本人、家族への直接的対人援助をすることである」と考え、その上で、社会福祉方法論は、「その直接的対人援助を展開すると同時に、社会的に自立生活を支える制度の活用や新たな福祉サービスの開発、それに必要な物理的環境の整備、さらに偏見・差別をなくし、精神的に支援できる社会関係を作りあげることなどを有機的に結びつけて、自立生活が可能となるように対人援助を総合的に展開する援助方法」であると考えた。その社会福祉方法論こそソーシャルワーク実践であると考えた。

したがって、社会福祉学とは、この目的を実現する体系的学問であり、それは優れて分析科学であり、かつ実践的、臨床的科学であり、俯瞰型研究を踏まえた統合科学と考えた。

社会福祉学を学び、社会福祉学を研究するということを筆者は以下のように整理してきた。

第1には、社会福祉学はどのような目的で、どのような価値を尊重し、どのような社会システムを創る学問なのか、その哲学、原理は何なのかを学ぶ必要があること。「自立」とは何か、「ケア」とは何かといった社会福祉学の目的に関すること、社会福祉実践に深くかわる「人間観」「貧困観」「人権」等の実践上、あるいは研究上の価値に関すること、それらをどういう社会システムで社会福祉学の目的を具現化していくのか、社会哲学に関する知見、素養を学ぶこと。

第2には、社会福祉学の目的である「自立・自

律生活」「自己実現」を阻害し、さまざまな社会問題、生活問題が生み出されてきている要因、構造、背景について診断、評価、分析する方法としての分析科学を学ぶこと。それは、個人に起因する要因なのか、家庭環境に起因する要因なのか、それとも社会的に生み出される要因なのかを明らかにし、かつその相互の関係を構造的に分析することを学ぶこと。

第3には、その抱えている問題を解決して目的を達成するために、生活問題を抱えている人への対人援助の場面設定や問題解決プログラムあるいは問題解決のシステムを創る設計、開発に関する設計科学を学ぶこと。

第4には、設計・開発したプログラムに基づき、「実践仮説をもった自省的省察」に基づく対人援助に関する技術、方法に関わる実践科学を学ぶこと。設計・開発したプログラムに基づき実践するということは、そのプログラムを専門職がパターンリズム的に押し付けるのではなく、“求めと必要と両者の合意”に基づき、常にサービス利用者の状況を見て“ゆらぎ”ながら展開する自省的関与の過程に関する技術、方法という実践科学を学ぶこと。

第5には、設計・開発したプログラムやシステム、あるいは自省的関与についての技術や方法が妥当であったかどうかを評価する評価科学を学ぶこと。という5つの要件、構造から社会福祉学は成り立っている新しい学問体系としての統合科学であることを理解することが重要であると考えている。

このように「社会福祉の目的」、社会福祉学の性格と構造を考えて、その目的を具現化する方法こそがソーシャルワーク実践であると筆者は考えてきた。

したがって、一般的に社会福祉実践に関わっている人を“気軽に、ソーシャルワーカー”とは呼びたくない。「社会福祉の目的」、社会福祉学の性格と構造を踏まえて、ソーシャルワーク機能を具現化している人をこそ、筆者はソーシャルワーカーと呼びたいという拘りをもっている。

筆者は「社会福祉の目的」、社会福祉学の性格と構造を踏まえた実践を意識化するために、1980年代末から「ソーシャルワーク機能」という用語を使い、なんとなく“ソーシャルワーカー”と称して活動している人との違いを明確化しようと考えた。

ソーシャルワーク機能は、弁護士も、教師も、保健師、医師もその活動の中に多かれ少なかれそれらの機能の一端を含んで活動をしている。その機能は、ソーシャルワーカーと“自任”している人の専売特許ではない。しかしながら、筆者が考えるソーシャルワーカーはこのソーシャルワーク機能を最も集約

的に、体系的に展開できている存在であり、職種であると考え、その社会的承認と評価をどう高めるべきかを考えてきた。

筆者が考えるソーシャルワーク機能とは、①住民の生活のしづらさ、生活困難問題を発見すること、②その生活問題を抱えている人となつがり、その人のナラティブ（人生の物語）を尊重し、その人が望む生活の再設計の支援方針を両者の合意で作成し、支援すること、③その生活問題解決のために、多様な社会福祉の制度をはじめとして地域資源、社会資源を活用し、問題解決を図ること、④もし、問題解決に即した制度やプログラムがない場合には、新しいニーズ対応型福祉サービスを開発すること、新しいシステムを構築すること、⑤生活問題を抱えている人や家族を地域から疎外しないように、地域住民の社会福祉意識を変え、ボランティア活動を促進し、福祉コミュニティづくりを進めることである。

筆者は、それこそがソーシャルワーク実践としての社会福祉実践であると考え、その活動を中央集権的機関委任事務に囚われていない地域福祉実践として全国各地の地方自治体において、現場の方がたと「バッテリー型研究」として行い、新たな社会福祉システムを各地の地方自治体で構築してきたし、地域づくりの実践もしてきた。

したがって、ソーシャルワーク実践は、必要なら新しいサービス開発やシステムづくりも行うのであって、社会福祉制度の枠の中で、福祉サービスを必要としている人が制度に当てはまるかどうかの判定や個別の「カウンセリング的ケースワーク」だけではないと常に考えてきた。

しかしながら、1990年まで、中央集権的機関委任事務の制度があり、社会福祉現場はそれに強固に縛られてきたこともあって、筆者が考えるソーシャルワーク機能を具現化するソーシャルワーク実践はなかったといえる。

社会福祉士の皆さんは、このような論述を読んで、自分はどこにアイデンティティを置いているか、悩んでほしいし、考えていただきたい。

Ⅱ 社会福祉士が使用する用語と無意識のうちのパターンナリズム及び救済的社会福祉観

先にも述べたように、i)「クライアント」、ii)「インテーク」、iii)「ワーカビリティ」という用語をはじめ、筆者は社会福祉方法論で使われている用語にどうしても馴染めなかった。

そこには、なにか“パターンナリズム”のにおいが感じられたからである。そもそも社会福祉分野には

カタカナ語が多い。筆者自身も社会福祉業界的に考えてどうしてもカタカナ語を多用していることは認めざるを得ないが、1960年代に夜間中学の研究や中卒集団就職の青年たちとの学習を実践的に研究してきたものにとって、社会福祉方法論の用語は本人が意識しているかどうかは別として、無意識的に使用している中にパターンナリズムを感じてしまう。

筆者は、1960年代、日本社会事業大学の学部生の時から、憲法第25条の在り方を巡って争われた「朝日訴訟」に深く関わっていたし、それと連動して堀木訴訟、藤木訴訟にも関わっていたので、憲法第25条の社会権的生存権のもつ意味は十分理解しているつもりである。

しかしながら、東大大学院生の時代、朝日訴訟の最高裁判決後の集会において、“生意気にも”筆者は、憲法第25条の視点からだけで社会福祉を考えたのではないかと、憲法第25条に基づくセーフティネットとしての生存権の保障は重要であるが、と同時に、もっと積極的に憲法第13条に基づく幸福追求権をも法源として考えないと社会福祉は発展しないのではないかと提起した。そのことについて、当時は批判もされたが、今や政府も1995年の社会保障制度審議会の勧告において筆者と同じ見解を表明している。

つまり、ソーシャルワーカーが生活問題を抱えている人の求めと、専門職としてのソーシャルワーカーが必要と考える支援方針を出し合い、その両者の合意で支援が展開される過程において、ソーシャルワーカーの必要と考える支援方針が救済的で、最低限度の生活保障を前提にしているのか、それとも生活問題を抱えている人の自己実現、幸福追求を考えているのかでは、支援の在り方は全くといっているほど変わってしまう。

筆者は、先に挙げた拙稿「ソーシャルワークの楽しさ、怖さ、醍醐味」において、“ソーシャルワーカーは無作為の殺人者にもなりかねない怖さ”を指摘した。つまり、生活問題を抱えている人の生きる喜び、生きる意欲を削ぎかねない危険性がソーシャルワーク機能にはあることを指摘した。

社会福祉士の皆さんは、この怖さを踏まえた上で、逆に、生活問題を抱えている人の人生の再設計に関われる喜びをどれだけ実感できているのであろうか？

Ⅲ 専門職団体としての社会福祉士集団の政策提言能力——社会的評価と個々人の力量

筆者は、1990年代の老人保健福祉計画、障害者福祉計画、子ども・子育て支援計画等の各種社会福祉

行政の計画化のアドバイザーや計画策定委員会の委員長を仰せつかった際には、必ず計画策定部局に、委員の中に社会福祉士会の代表を入れてほしいと要望してきた。

また、2000年以降の介護保険事業計画や地域包括支援センター運営協議会においても、厚生労働省が示すモデル設置要綱を変えてまで、社会福祉士会の代表を委員に入れてほしいとお願いしてきた。行政の担当部局はとても嫌がり、抵抗を示したが、これからは市町村においてソーシャルワーク機能を発揮できるシステムが重要になり、それを担うのが社会福祉士なのだと言ってきた経緯がある。

しかしながら、“正直なところ”、これらの試みで、さすが社会福祉士会の代表だと誇れる委員に出会うことは稀であった。それどころか、一般公募で計画策定委員会の委員になってきている住民の方（社会福祉専門職ではない方）よりも、現場で起きている生活問題の把握の脆弱性、制度に関する理解不足、新しいシステムづくりやサービスの在り方に対する提言力の不足等で劣っていることが多々散見された。

これは、なにも社会福祉士だけの問題ではなく、社会福祉士の養成教育を手掛けている大学や専門学校の教員にも同じような感想をもったことがたびたびである（誤解を恐れずに言えば、視野が狭窄で、全体を見て、論理的に問題提起できず、情感的に話をする人に多く出会った）。

国家資格としての社会福祉士の歴史が浅いせいでやむを得ない側面があるとしても、他の専門職団体の代表や専門職の委員と比較して見劣りしたことは事実である。

このことは、日本社会福祉士会として、また都道府県社会福祉士会として反省し、大いに対策を考えなければならない課題である。

社会福祉分野では“ソーシャルアクション”等という用語が使われ、“分かっている気”になっているが、最も重要な住民参加の場である計画策定場面や各種審議会、運営委員会において、社会福祉士会を代表してきちんと意見を述べられなければ、“ソーシャルアクション”という用語は“死語”に近い。

どうも、ソーシャルワーカーを“自任”している社会福祉士の方がたの多くは、制度的に創設された専門職制度と専門職団体が果たすべき社会的役割およびその発揮すべき専門性と専門職団体を構成している個々人の専門職の有している専門的力量の間に、かなりの溝と齟齬があることを認識しておらず、かつ“錯覚”し、やや“自己陶醉”に陥っているのではないかと思える節々が散見される。

筆者は、1970年代から社会福祉職員の専門職化問題に関心を寄せてきた。その際の検討枠組みは①国や社会による専門職化とその内実としての専門性とそれを担保する個々人の専門的力量の問題を統合的に考えること、②と同時に、専門職の確立に当たっては、養成教育と社会的任用と資格取得後の研修の三者を統合的に捉える必要性をたびたび論文で書いてきた。日本の厚生行政は、イギリスと異なり、これらの問題を体系的に論じてきたことはほとんどなく、政策化された制度ごとに担当職員を“その場”対応的に講習で育成することで対応してきた。

そのようなこともあり、筆者はそれらのことを厚生行政に求めるだけではなく、社会福祉業界も自分たちで考えるべきであると考え、2000年に「ソーシャルケアサービス従事者研究協議会」を社会福祉専門職団体、社会福祉教育機関、社会福祉関係学会に呼び掛けて創設した。

また、自分たちでソーシャルワーク機能が重要であると声高に述べても、それを具現化できるシステムがなければできない。2003年に日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡会義（委員長 大橋謙策・日本学術会議会員）が「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」を日本学術会議の対外報告として出し、全国の市町村へ配布したのも、まさにソーシャルワークを展開できるシステムを自らが提案し、具現化する努力をするべきであるとの思いからであった。ソーシャルワーク機能を具現化できるシステムづくりは、座していたのでは、厚生労働省も誰もしてくれないことをソーシャルワークの専門職は自覚するべきである。

今、筆者は富山県福祉カレッジの学長として、富山県内の社会福祉に従事する、関係する職員の研修に携わっているが、専門職としての研修は十分でないと感じ、その充実に取り組んでいる。組織内のOJT、専門職団体としての研修もさることながらソーシャルワーク機能を具現化する価値規範、アウトリーチ型ロールプレイ、社会生活モデルに基づくアセスメント、専門多職種連携の進め方、問題解決プログラムの企画開発能力、データ・エビデンスに基づく政策提言能力等を高められる研修を職種横断的に、組織を横断して展開していかないと社会福祉士個々人の専門的力量と社会福祉士という専門職団体としての力量およびその社会的評価、並びに社会福祉士のより一層の専門職化との“溝”と“齟齬”は埋まらないと考えている。

社会福祉士の皆さんには、事例を大切にし、社会生活モデルに基づくアセスメントによる“エビデン

ス”を基に、社会福祉行政への要望ではなく、政策提言をしていただきたい。そうしてこそ、社会福祉士の社会的評価が高まることになる。

Ⅳ 地域共生社会政策の具現化を左右するのは社会福祉士集団である

厚生労働省は、現在、2015年9月に公表した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」を起点として、その考え方を基軸にした戦後「第3の節目」と位置付けている「地域共生社会政策」を2016年以降推進している。

その骨格は、市町村を基盤にしつつも、それを日常生活圏域と呼ばれる第2層レベルを軸に、重層的かつ包括的支援を全世代対応型で展開しようとするものである。また、「地域共生社会政策」は、福祉サービスを必要としている人の地域での自立生活が可能になるように支援することと、それらの人々の社会・地域への参加支援も掲げている。

この考え方、とりわけ前者の考え方は筆者が長年、全国各地の地方自治体において「バッテリー型研究」として、地方自治体を基盤に新しいシステムづくりの社会実験してきたことをほぼ踏襲してくれたと自負している（『コミュニティソーシャルワーク』第26号参照／日本地域福祉研究所）。

しかしながら、児童福祉分野でのシステム化は残念ながら遅れてしまったと思っている。

筆者は、1970年代に子ども・青年の発達の歪みを回復し、発達を保障していくためには、私事性の強い家庭と画一的集団教育に囚われている学校に委ねるのには無理があり、市町村が地域を基盤に、新たな「学校外教育の組織化」を図るべきだという論文を書き、その一端を東京都渋谷区の「夏季施設運営検討委員会」で提案し、実現させる社会実験をした。また、東京都稲城市では、「貧困の世代継承」（この用語は筆者が1960年代末に提唱）を断ち切る方策の一つとして、1970年代に児童・生徒の就学援助制度の適用基準（準要保護世帯）を生活保護基準の1.6倍の水準にまで引き上げさせたり、保育所の保育料を生活保護基準の1.6倍までの所得の家庭（準要保護世帯）は無料にするという取り組みを行ってきた。

さらには、1994年に、児童虐待等に対応するために児童問題を専管に扱う「主任児童委員制度」（この名称は厚生省が命名）を全国民生児童委員協議会の委員会提言として取りまとめ、実現させた。同じ1994年に東京都児童福祉審議会の専門部会長として「子ども家庭支援センター」の設置を提言し、都内

58か所の設置を実現させてきた。

これらの取組は、全て市町村の児童福祉行政の新たなシステム化を図り、「家庭の私事性」と「学校信仰」に囚われている関係者の認識を変えないと子ども・青年の発達保障はできないと考えたからである。

ところが、当時、児童福祉研究者や児童福祉行政関係者は、“点と点”をつなぐ保護、療育といった“専門職のパターナリズム”から脱却できず、新しいシステムづくりには“頑な抵抗”を示した。

東京都では、「子ども家庭支援センター」を具現化する際に、都内全区市町村に最低1か所の「子ども家庭支援センター」を設置し、社会福祉士、保健師、保育士が3人チームを組んで子ども、家庭の問題に取り組むという筆者の提案に賛同する児童福祉審議会の委員がモデル地区に張り付いて、新しいシステムづくりをするという試みを行った。

また、東京都生涯学習審議会（会長、大橋謙策）では、学校外教育の組織化として「地域教育プラットホーム」を構想（2004年）し、渋谷区や世田谷区等のNPO法人に協力してもらい、新たなシステムづくりを展開する。

その中で、学校に馴染めない児童・生徒、家庭に様ざまな問題を抱えている児童・生徒の問題はスクールカウンセラーだけでは対応できないことが明らかになり、スクールソーシャルワークへの道が切り開かれていく。これらの考え方は、文部科学省にも政策として取り上げられ、「学校支援地域対策本部事業」（コミュニティスクール構想）から「地域学校協働事業」へと発展してきている。

今日大きな問題になっている児童虐待等の問題は、専門職が個別に対応することも重要であるが、市町村を基盤に、地域に新たな児童教育福祉行政のシステムを創らないと解決しないと考えている。

子どもが家庭において日常生活の中で、無意識的に身につけていく「言語・表現能力」「生活技術能力」「生活リズム」「社会関係能力」等が「形成」される機能が1970年頃から脆弱になってきている。それを「私事性の強い家庭」に委ねても解決できない。

また、核家族化、都市化の中で、子どもを育てる子育て文化、生活技術が十分継承、かつ備わっていない家庭を支援するためには、日常生活圏域での日常的な支援のネットワークをもてるように地域における新たなシステムづくりが重要である。

もちろん、これらの基底として子ども手当や就学援助制度の活用等の経済的に家計が成り立つ支援が必要であることは言をまたない。

これらの取り組みこそ、全国社会福祉士が自ら

在住の、在勤の地域において、「子ども・子育て支援計画」に参画して知恵を出してほしいものである。

一方、先に述べた「地域共生社会政策」の后者の理念の具現化については、筆者はコミュニティソーシャルワークという考え方で実現しようと、これも社会実験してきた(『コミュニティソーシャルワーク』第26号、27号参照/日本地域福祉研究所)。

地域での自立生活支援を展開できるソーシャルワーク機能として、筆者も「地域を基盤としたソーシャルワーク」という言い方をしたことがある。岩間伸之も「地域を基盤としたソーシャルワーク」という考え方を示している。

しかしながら、筆者は今日では「地域を基盤としたソーシャルワーク」では明確に福祉サービスを必要としている人の包括的支援と社会・地域参加支援は難しいと考えている。

紙幅の関係で詳しくは述べられないが、コミュニティソーシャルワークの機能のうち、①地域の生活のしづらさを抱えている人等の地域生活上の問題発見機能、②福祉サービスを必要としている人々を地域から排除することなく、支えられる地域づくり(住民の社会福祉意識の変容を考えた福祉教育機能も含めて)、③制度化されているフォーマルサービスを包括的に提供するサービスという3つの機能が少なくとも統合的に提供されるためには、「地域を基盤としたソーシャルワーク」では、その内容、方法が明確でない。コミュニティソーシャルワークという概念で、統合的に対応するべきであり、それを展開できるシステムづくりが今政策的に求められており、重要であると考えている。

と同時に、「地域共生社会政策」の福祉サービスを必要としている人への“重層的・包括的支援”と“社会・地域への参加支援”を促進するためには、社会福祉士の資格、研修の在り方を資格制度の再編成も含めて考える時期にきていると考えている。

その考え方は、すでに2000年5月に日本学術会議の対外報告として出した「社会サービスに関する研究・教育の推進について」(学術会議会員・仲村優一、担当幹事山手茂、大橋謙策)において公表したのと同じ考え方である。

その対外報告では、縦割りの社会福祉行政に見合う領域毎のソーシャルワーク資格、教育を考えるのではなく、地域を基盤として、総合的にソーシャルワーク機能を展開することを考えるべきとして、基盤となる養成教育、資格の問題と専門特化した領域での研修、資格の問題を段階的に、体系的に区別して考えるべきとしてまとめたものである。

そのソーシャルワーカーの生涯研修体系において、第1段階は社会福祉士を地域を基盤とするゼネラルソーシャルワーカーと位置づける。その上位の研修と資格を2段階にする。第2段階は、領域にやや強い専門性の高いゼネラルソーシャルワーカーとしての児童福祉専門ソーシャルワーカー、精神保健専門ソーシャルワーカー、司法福祉専門ソーシャルワーカー等を位置づける。第3段階がより高度な専門分野別のソーシャルワーカーという、実質的に3段階の研修体系と資格の在り方を提言した。

「地域共生社会政策」との関わりで言えば、市町村の第2層レベルにおいて、ゼネラルソーシャルワーカーであるコミュニティソーシャルワーカーとしての社会福祉士が全世代対応型の総合相談の中核となって専門多職種連携および地域住民によるインフォーマルケアとの有機化を図る。そのシステムを第1層レベルで、あるいは広域でその機能を支援する専門性の高いゼネラルソーシャルワーカーである社会福祉士や専門領域ソーシャルワーカー(認定・専門ソーシャルワーカー)が支援を行うというシステムである。

日本社会福祉士会が、日本精神保健福祉士協会や日本医療ソーシャルワーカー協会等と日本ソーシャルワーカー連盟を結成してくれていることは、その点でとても嬉しいことであり、日本のソーシャルワークに関わる団体が一致団結してまとめ、ソーシャルワーク機能と資格の一元的かつ構造的再編成を行い、ソーシャルワークの社会的評価を高めていってほしいことを願うばかりである。

成年後見システム
業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。

↑ ばあとなあ東京報告様式(2021年2月版)を装備

機能とポイント

- 令和2年4月裁判所統一申立書式に対応 ●後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳 ●業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ●後見終了後の財産引渡し受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中! 通常価格の約半額でお求めいただけます!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システム Type H・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システム Type H・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2022年3月末日までです。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

法律とコンピューター
株式会社リーガル

本 社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

<http://www.legal.co.jp/>

認定社会福祉士を目指そう ～現場実践している認定社会福祉士からのメッセージ～

認定社会福祉士制度は現場実践している社会福祉士の実践力の向上に向けた仕組みであり、その実践力を担保するものです。この制度は2011年10月に設立された認定社会福祉士認証・認定機構（以下「機構」）が運営しています。そして「認定社会福祉士」の登録は2013年4月から始まりました。機構が設立されてから10年目、認定社会福祉士の登録が開始されてから7年目を迎え、現在までの認定社会福祉士登録者数は延べ約1200人となっていますが、まだまだ普及の途上にあります。この制度の意義や役割などについて、現場で実践する5人の認定社会福祉士の方にグループインタビューを行いました。進行は日本社会福祉士会認定社会福祉士登録推進委員会委員長の橋典孝氏です。

(橋) 本日はグループインタビューにご参加いただきありがとうございます。このインタビュー企画は、経験豊富な認定社会福祉士の生の声を多くの社会福祉士にお伝えすることを目的としていますので、それぞれ思われていることをご自由にご発言ください。本日の参加者は、認定社会福祉士制度が分野認定している5分野から、高齢分野は堂田俊樹さん、障害分野は渡辺陽一さん、児童・家庭分野は酒井珠江さん、医療分野は郡章人さん、地域社会・多文化は田村満子さんに参加していただきました。それでは最初に自己紹介をお願いします。

(酒井) 広島県社会福祉士会及び日本社会福祉士会では子ども家庭支援委員会に入っております。市福祉事務所の家庭児童相談室で、21年間児童相談や虐待対応をしてきました。3年前からは、県教育委員会でスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをしています。

氏名：酒井 珠江（さかい たまえ）

プロフィール

広島県教育委員会スクールソーシャルワーカースーパーバイザー。

幼児発達支援センター、保育士を経て、市福祉事務所設置の家庭児童相談室家庭相談員、母子父子自立支援員で21年間勤務。2018年より現職。広島県社会福祉士会副会長、地域生活定着支援センターセンター長、子ども家庭支援委員会委員長を歴任し、現在、日本社会福祉士会子ども家庭支援委員会委員。認定社会福祉士（児童・家庭分野）、精神保健福祉士、保育士、幼稚園教諭。



(田村) 日本社会福祉士会が立ち上がる前に大阪社会福祉士会が立ち上がり、そのときから会の活動に関与をさせていただいています。今は、もう22年ぐらいいなりましたが、独立して活動をしています。施設やファミリーホームなどで育っている子どもたちの支援やひとり親家庭の支援と、多機能型での生活訓練、女性の知的障害と精神障害の方に絞った形での犯罪被害者や加害者への支援をしています。

(堂田) 石川県社会福祉士会で会長をしています。現在は特別養護老人ホームの施設長と生活相談員を兼任しながら、社会福祉法人と民間法人を運営しています。個別の相談援助は少なくなっているのですが、新設の社会福祉法人を立ち上げたところ、なかなか地域に溶け込めないという難しさを感じながら、施設と地域をどのようにフィットさせていくのかを実践として取り組んでおります。

(郡) 私は徳島県にある地方独立行政法人の徳島県鳴門病院で医療ソーシャルワーカーをしています。地域の中核の急性期病院で鳴門市内の救急患者の80%ぐらいが運ばれてくるような医療機関です。そのほかには徳島県医療ソーシャルワーカー協会の会長をしており、通常業務とは別に人材育成や、社会に対する貢献活動などに取り組んでいるところです。

(渡辺) 新潟県社会福祉士会に所属しています。障害者支援施設や通所系障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の主に障害分野を中心に社会福祉事業を行っている社会福祉士会において、障害者支援施設の管理者をしながら法人内の各施設等の運営を統括する立場で仕事をしています。当法人では2020年度より、保育園と児童発達支援センターの運営を開始しており、特に現在は、障がいのあるお子さん

の早期療育支援体制の整備に力を入れているところ
です。

● 認定社会福祉士制度の意義について ●

(橋) それでは早速、インタビューに移りたいと思います。最初は認定社会福祉士制度の意義について、皆さんのそれぞれのお考えをお聞かせください。

(酒井) 今まさに、児童虐待対応を含めた子ども家庭福祉の専門資格について国で審議されていますよね。この専門資格がなぜ社会福祉士では駄目なのか、この議論自体が、子ども家庭福祉の大きな問題であると私は思っています。子どもの権利擁護とか家庭支援というのは、当然ながらソーシャルワークの視点がとても大事で、高いスキルを持っている人たち、それが社会福祉士となればいいのですがそこがうまくいっていない。社会的認知という点でも、実践力を有する人が児童虐待という場面では育っていないですね。

そもそも児童福祉においては国の施策自体も遅れている。国は改めて、虐待対応に子ども家庭福祉に関する専門資格が要するという議論をしているわけですね。社会福祉士会は署名活動などで、社会福祉士がいるじゃないかと訴えてきましたが、どういった資格の仕組みになるかはまだはっきりは決まっていません。ただ、社会福祉士というだけでは、その人材としては認められていない現状です。さらに児童福祉分野に勤めている社会福祉士は4.8%ぐらい、そもそも人がいない中で、キャリアアップも非常に問題だった。児童虐待対応はずっと児童相談所という専門機関の業務でしたから、市町村における子どもの権利擁護の意識は本当に遅いスタートだったと思います。

私は20数年虐待対応現場にいて、なぜこんなに時間経っても子どもの虐待が増え続けているのかを考えたとき、仕組みや法律だけが定まっても、そこに実践力と専門性をもった人がいない限りうまくいかないということに気付き、生涯研修の先に認定社会福祉士制度があったわけです。今後も、子ども家庭福祉に関わる専門職の人材育成は喫緊の課題なので、認定社会福祉士やスーパービジョンは非常に重要になると思います。認定社会福祉士は社会福祉士のキャリアアップとしても、非常に意義があるものだと思います。

(田村) 社会福祉士の取得者は背景が非常に多様に

氏名：田村 満子 (たむら みつこ)

プロフィール

有限会社たむらソーシャルネット代表。大阪社会福祉士会所属。日本社会福祉士会アドバイザー。認定社会福祉士(地域社会・多文化分野)。

在宅介護支援センター、在宅サービス供給ステーションで10年勤務後、独立。独立後も、年齢や領域にこだわらず支援を続けている。現在は、特に多機能型として、若い女性の障害者や、こどもたちの自立に向けた支援に取り組んでいる。



なっていると思うんですね。いわゆる学部で通学して実習に行って資格を取ることに以外に、例えば司法関係の方や医療関係の方あるいは第二の人生を目指すということで、通信課程で気軽に取れてしまう。そこで実践力の担保として、「認定社会福祉士」として認めるということは非常に意義があると思います。ただ現実には、実践者ということをどのように考えていくのか。いわゆる申請手続きが煩雑で、ともすれば私もそうですけど、もういいやってなってしまうところがあります。やっぱりシンプルで、本当に実践を積み重ねている社会福祉士をどう認定していくのかということが、もっと見えるようにする。特に30代や40代の方に現場のリーダーの延長として認定社会福祉士を取っていただきたいし、そういう方が取るものなんだということを、社会に対して認知していただきたいという思いがあります。本当の実践者をきちんと担保して、評価して、それが例えば配置基準だったり、あるいはそれを雇用している法人とウィンウィンの形につながるということで、そもそも出発したはずなんですけど、現状がやっぱり追いついていないのではないかという気がします。

先ほど酒井さんがおっしゃったそもそもの資格の話、おそらく見えにくいから国やそこに関係してる国会議員は新しい資格をつくった方がいいのではないかなっているのだと思うので、やっぱり私の個人的な希望としては、分かりやすさというのが必要なんじゃないかと思います。人材不足だとはいわれていますけど、それぞれの現場には、ちゃんとリーダーとして頑張っている社会福祉士がいくらでもいるわけですから、そういう方々を、社会が評価する仕組みとしての認定社会福祉士制度にならないとい

けないのではないかなと思っています。

認定社会福祉士の役割や機能が果たすべきことはあると思っていますが、それが伝わりにくいし、分かりにくいというところをどう解消していけるかということが、認定社会福祉士の存在意義にかかってくるのではないかなと思っていますところですよ。

(堂田) 認定社会福祉士制度がつくられたときは今よりも非常に分かりづらかった。現在は、手続きなども皆さんの努力のお陰で相当シンプルになりました。実はホームページで確認し、皆さんが一生懸命に努力されてきた成果を感じました。

高齢分野に関しては、もともとの母数が大きいので、まず高齢分野で認定社会福祉士を持っている人たちを増やすしかない。社会福祉士は人数が多く玉石混交だから、実践している人たちに認定社会福祉士を名乗ってほしい。まずそこから手を付ける。手を付けた上で、最終的に田村さんの理想の流れになっていく、というのが僕は一番良いと思うんです。

そのことで言うと、実践をしている社会福祉士が認定を取りたいとか、多くの研修に行きたいと希望したときに施設長や管理者に分かっていただけないと、若い人たちが取得しづらいだろうという思いが強くあります。そこで、今、認定のしくみが変わってきてますね。管理者や施設長も認定社会福祉士を取得できるようになった。僕は最終的にはその取得ルートはやめるべきだと思っているのですが、まず土壌をつくらないといけないと思っていて、施設長や管理者らが認定社会福祉士を取得して、それで若い実践者にも頑張るんだったら後に続け、というような流れにして数を増やすと良いと考えています。

(田村) 私も、今ごろはもっと認定社会福祉士の数は増えているだろうという予想だったんですよ。そ

して本来求められている実践者が中に紛れ込んでいるっていう予定だったわけです。なので、数を否定しているわけではありません。やっぱりまず数であって、目の端にちらちら現れないと興味を持っていただけないので、それはもう絶対に必要です。

(郡) 医療環境の中で対応していくための研修受講やスーパービジョンなどの自己研鑽、社会福祉士として歩んできた実践などの活動の証しとして、職能団体が参画している機構が標準的な基準を決めて認定という形で認める点は、1つの大きな意義があるんだらうと思いました。

「認定社会福祉士(医療分野)」と表現できるので、医療分野を歩んできた自分の経験や実績、もしくは研修受講を認定社会福祉士という形で説明することができるようになった点が大きいと思います。患者さんや家族、他の専門職や第三者から見て、その人がその分野に関してきちんと自己研鑽をした上で実践現場に立っている人かどうかというのは一目では分かりづらいところがあると思います。私の勤務している病院の中では、認定社会福祉士を取得したときに、すぐに職場の上司から「ホームページに認定社会福祉士を持っていることを書こうよ」「院内便りで関係する関係機関にはそれをお知らせしようよ」とか「患者さんや家族向けの便りにもやってきたことを書いて知ってもらおうよ」と、働きかけをしていただいた。自分は認定社会福祉士をもって医療機関のソーシャルワーカーとして勤務しているということを説明できることは非常に意義があったのではないかと思います。

2つめとしては今回のコロナにも見られるように、去年まではなかったような課題が出てくるわけですね。認定社会福祉士は高度な知識や卓越した技術を持っているとうたわれているのですが、これを実践現場の中で発揮して、クライアントの方とか、社会に貢献していくためには、社会の変化に応じて、新たな制度や施策の動向を知ったりとか、常に知識とか技術をアップデートをしていかなければならないという意識を、この認定社会福祉士制度では更新という手段で認定者に位置付けたという点は画期的なのではないかなと思っています。

3つめとしてスーパービジョンを位置付けたという点だと思います。実践現場の中では、このスーパービジョンを実はなかなか受ける機会がなかったり、上司と部下という関係で行う場合はスーパービ

氏名：堂 田 俊 樹 (どうだ しゅんぎ)

プロフィール

社会福祉法人Y G理事長および民間法人代表取締役特別養護老人ホームの施設長及び生活相談員としても勤務。石川県社会福祉士会会長。認定社会福祉士(高齢分野)。

社会福祉法人Y Gを立ち上げ、施設と地域が上手にフィットできる状態を目指し、地域のニーズと法人として取り組むべき課題を挙げ、日々活動をしている。



ジョンをしているという意識はなかったような気がします。この認定社会福祉士制度の中に、標準的なスーパービジョンを位置付けた点、これは逆にいうと、認定の更新が少なかったというデータの中で、きっと一番ネックになっている部分だと思うんですが、しかしこの課題をクリアすれば、人材育成という側面では大きな貢献につながる部分ではないかと私は感じているところです。

(渡辺) 福祉経営の視点で、福祉サービスを提供する組織のミッションを考えたとき、第一義的には、「将来にわたって、地域の福祉課題を抱えたかたがたに対して、その解決に向けた良質な福祉サービスを継続的に提供していくこと」であると考えています。そのため、地域で困難な福祉ニーズを抱えるかたがたに適切な福祉サービスを提供できる実践力の高い専門職を育成することが重要と考えています。生活が多様化した現代では、福祉ニーズを抱えるかたがたの生活課題が複雑かつ深刻化しやすい傾向にあります。地域で活躍できる福祉人材を確保し育てることは、社会福祉事業を行う組織にとって重要なミッションであると捉えています。

しかし、障害分野においても、福祉の担い手不足は深刻な状況にあります。社会福祉事業を行う組織が単体で実践力の高い福祉専門職を育成することが極めて難しい状況にあるといえます。そのため人材育成において、この認定社会福祉士制度を活用できるようになればと考えています。特に、実践を積み上げ自己研鑽されてきた認定社会福祉士が実践現場で福祉専門職の育成に携わることは効果的であり、また、認定社会福祉士から指導を受けた福祉専門職が認定社会福祉士を目指して取り組むようになることを期待しています。

(橋) 意義について本当にいろいろな意見をいただきました。田村さんからはもう少し分かりやすくなった方がいいのではないか、実際の実践者の厚みと、認定制度がもう少しシンクロした方がいいのではないかとのご意見だったと思います。それに対して堂田さんは、そこは一旦ペンディングにしてでも数を増やすこと。数は力ということはあるから、そういう方向性もあるのではないかとのお話だったと思います。酒井さんと渡辺さんは、人材育成という点で共通していました。人材をどうやって育成していくのか、実践している社会福祉士をスーパービジョンをするに当たって、認定制度はかなり

有効ではないかというご発言だったと思います。郡さんは、スーパービジョンを位置付けたということ自体に認定社会福祉士制度の意義があったのではないかとということと、認定社会福祉士の更新も意義があるのではないかと、自己研鑽をしてきた1つの証しになること、これはご自身にとっての自信ということもあるでしょうし、外部から見えやすいということにも制度の意義があるのではないかとのご意見だったと思います。

認定社会福祉士の実践力が求められる場面

(橋) それでは次に、実践現場で認定社会福祉士の実践力が求められる場面についてお話しください。

(酒井) 例えば、私たちは家族三世代を必ず見立てる中で、その生活問題は親や親族の問題だけではなくて隣近所や職場などなどいろいろなところから影響があるというのは当然のことと考えるわけです。しかしこれを例えば学校現場で理解していただくと思うと簡単ではない。目指しているところは子どものウェルビーイングや子どもの権利擁護という共通なのですが、何とか生徒自身を指導して、より良い人生に向かわせようと思ってる先生たちが着目している点と、福祉職が着目する点は異なる。福祉職はその背景は何なんだろう、どんな状況の中にいるんだろう、何があったんだろうということを見ていくので、そもそも方法論が違う。また今は学校もチーム体制がある。福祉は福祉でさまざまな既存のネットワークと、複数のチームがある。そういったチームを本当に動かしてアクションを起こしていこうと思うと、他分野の人たちにその家庭の状況や子どもの状況をわかりやすく伝えて「腑に落とす」ことができるか、単なる感覚的なことばでは伝わらないで

氏名：渡辺 陽一（わたなべ よういち）

プロフィール

社会福祉法人のぞみの家福祉会常務理事、障害者支援施設の施設長として勤務。新潟県社会福祉士会副会長。認定社会福祉士（障害分野）。

障がい者福祉を中心に福祉サービスを提供している。2020年度から同法人で児童発達支援センター事業を開始し、早期療育支援体制整備に取り組んでいる。



すよね。そこには高い実践力と理論に基づいて言語化することによって支援の必要性について、相手に伝えなければならない。「虐待」という同じ用語でも人によって捉え方が違う。そんなことから、機関連携がうまくいかず、機関同士が、自分たちのことばかりを言っているということは非常に多いと思います。

子どもを取り巻く環境は、もう多領域になっているわけですから、自分の職域だけではなく、他の領域までも巻き込んだ、地域の中でよりよい暮らしができる生活者の視点で、子どもを育てていこうと思える調整力が、認定社会福祉士に期待されていると思います。また身近にいる社会福祉士と共にスーパービジョンが日常的に行えるよう認定社会福祉士制度の充実と人材育成に関わる位置付けなど、体制づくりが必要だと思います。

(田村) 酒井さんのおっしゃっていることと重複するところがあるのですが、例えば地域でどういう場面で必要とされるかということでは、やはり複合課題ですね。暮らしにくさみたいなのところが出てくる場面で、暮らしにくさをきちんと言語化して、それこそ助けを求めるすべを知らないというようなご本人あるいはそのご家庭に、どのような立ち位置で向き合っていけるかといったときに、地域の中の慣習であったりとか、力関係であったりとか、ともすればソーシャルワーカーでありながら、立ち位置を間違えるんですね。あるいはご本人との向き合い方を間違ってしまう。そういうときにこそ、本来何をすべきか、私たちは専門性をもった社会福祉士なのだということを、きちんと自覚できるということが非常に大事なんでしょうと思います。例えば、多様な専門職だけでなく、自治会や商店街の方であったり、さまざまな役職を持った方々が1つのチームになったときに、そのチームの多様なかたがたにご本人の支援のありようを一緒に考えていく基盤のようなものをどういうふうにつくっていくかということは並大抵のことではないと思います。

なので、そのような場面に対峙したときに、認定社会福祉士だったら違う支援、単なる説得をするだけではなくて、価値やもてる知識とか技術、あるいは理論をどんな場面のときにどういう理論に基づいて、あるいは押し付けの価値ではなくてクライアントの価値、また社会の現実的な価値も許容しながら、

どうやって調和させていくかということが、恐らく認定社会福祉士であればできるというふうに言わないといけないのではないかなと思います。そして調和できる力というのを、言語とともに、経験も含めてもっているというのが、認定社会福祉士ではないかなと思います。

(堂田) 僕たちは地域の中でいろいろなソーシャルワーク活動を展開していくことが多いです。私たちはクライアントの利益を考えて動くじゃないですか。すると時折、他職種から融通が利かない職種だと指摘されることもあります。

施設においては、例えばその人がどのように施設の中で暮らしていきたいか、どのように医療を受けたいか、クライアントの思いがたくさんありますよね。施設の中でもお金をどのように使いたいかとか、さらにはどのように亡くなりたいのか、そういうこともひっくるめて、医師等とも話すわけです。とくに看取りの話になると、あなたは医者ではないだろうとか、医療者ではないだろうと言われても、いやいやちょっと待ってくださいと、やっぱり介入するわけです。このように他職種間の対立の時もソーシャルワーク理論に基づいた知識と技術を使い、そして一定の価値観に基づいて意図的に技術を使うことを理解できている人たちが認定社会福祉士だと僕は考えています。また立場は違っても、同じ認定社会福祉士の方が、例えば地域に「認定社会福祉士」がいたら、そこは解かってくれるのではないかと。意見は違っても、お互いを認められるのではないかと。社会福祉士の中には、残念ながら地域の力関係で価値観がぶれてしまうような人たちもいないと限らないわけですから、その点において、確かに認定社会福祉士の意味があるかなと思います。そういう仲間が、本当に増えてくれればいいなと思います。

(郡) 医療機関というのは、発病を契機にして、身体的な要因だけでなく、患者さんの入院や受診に来るまでに、個々にある社会的な背景とか、いろいろな要因から、複数の課題や不安を抱えた状況で、医療ソーシャルワーカーの介入依頼につながってきます。総合的な実践力が試される場面がたくさんあります。医療の現場は、横断的なニーズに対して、やはり対応できる実践力を求められてくるところがあります。

医療同意とか入院時の保証人問題とか、身寄りがいなかったら着替えとか洗濯物とか医療費とかの経済的な問題とか、退院後の療養生活とか、こういった複数の課題を抱える患者さんたちに、そのときそのときの最善の支援を行う際、自分たちの実践の根拠にどういった倫理や価値があって、どういった手段を用いることで、最善の支援につながるのかということを考えて行動を起こす。そして、それを自分たちだけが分かっているのではなくて、周りの医師や看護師、支援に携わってくれる人たち、さらには患者さん家族に、こういった課題を抱えているから、こういう課題に対してこういう支援をしていますという根拠立った説明ができる力、これが認定社会福祉士の実践力としての説明責任の力が発揮される場面ではないのかと思います。

認定社会福祉士として私は社会福祉の専門的な知識や技術を患者さんなどの相談面接場面で発揮して、状況を分析して、社会福祉士の価値や倫理に基づいて、場合によっては患者のアドボケイトをしたりとか、組織とか組織外の社会資源へのネットワークへの働きかけなども行いながら、患者さんの抱える課題を、患者さんと共に解決できるように関わっているところです。さらにうまくいった実践はその後まとめて学会発表にもつなげています。実践をまとめて、自分だけにとどめるのではなくて同じ立場に立っている社会福祉士もしくはそこと連携する人たちに、こういったパターンがあるよということを説明する責任としての活動だと思っています。あと、地域から期待される組織の役割に対して貢献していけるように、スタッフへの指導だったり、スーパービジョンだったり、支援の仕組みをどういうふうに作っていくのかということに取り組んだり、同職種や他職種への研修講師だったりとか、住民向けの情報発信なども認定社会福祉士としての役割の1つとしてやっています。

やはり認定社会福祉士取得後、講師の依頼が非常に多くなりました。また、公的ないろいろな会議に招聘される機会が増えて、保健医療分野の社会福祉士の代表として意見する場も増えたところもあります。

(橋) 郡さんは病院のホームページや広報誌に認定社会福祉士がいるということをアピールしたり学会発表したりと認定社会福祉士の働きぶりを意図的に

見せていますね。

氏名：郡 章 人 (こおり あきひと)

プロフィール

地方独立行政法人徳島県鳴門病院にて医療ソーシャルワーカーとして勤務。徳島県社会福祉士会所属。徳島県医療ソーシャルワーカー協会会長。認定社会福祉士（医療分野）。

医療ソーシャルワーカー業務と共に社会福祉士、MSW等の対人援助職への人材育成、地域の多機関多職種連携を推進するためのネットワーク作りに取り組んでいる。徳島県地域包括ケアシステム学会執行理事、徳島県運営適正化委員会、徳島県難病対策推進協議会等の委員活動等を通し、社会貢献活動等にも取り組んでいる。



(郡) それは大いにあります。認定社会福祉士をもっていても情報発信しなければ伝わらないので、認定社会福祉士としての取り組みを院内便りや院外便り、もしくは同職種・他職種に対する研修講師だったりとか、全国レベルの学会だけではなく地元で開催される学会とかにも発信したりしています。

(渡辺) 障害者支援施設といいますと、閉鎖的な環境と思われることが多いのですが、当施設においては「(障害者支援施設は) 家庭での支援が困難な方々に、総合的かつ専門的な支援サービスをチームアプローチで継続的に提供するソーシャルワークの実践現場」であると捉えています。すなわち、複数の複雑に絡み合った生活課題を365日、24時間の連続した支援を通じて解明し、適切な支援を実践しながら、生活課題の軽減を図るのが主たる役割であるという考えで運営しています。

そのため、支援が困難な在宅の障害のある方を可能な限り受け入れています。そのような困難ケースを受入れるにあたって事前に提供される情報は、クライアントの家族やこれまで関わってきた機関の間接的な情報であり、特に知的障害のある方の場合、ご本人以外の第三者の主観的な情報が多く、その人の障害特性や状態像の説明はあっても、その人が置かれていた環境や、その人がどのような思いでそのライフステージを過ごしていたのかといった記録は極めて少ないといえます。当施設においては、インテークとアセスメントの過程において、クライアントの過去から現在に至るライフステージおける

環境であったり、その環境との相互作用、家族システムの状況の変化、地域の変化も合わせて考察することで、支援者として、クライアントの理解を深めることに力点を置いています。それによって、クライアントが抱えた福祉ニーズを理解することや、クライアントの主体性が損なわれることのないよう留意しながら適切なアプローチを展開することにつながると考えています。

また実際に支援する過程においては、支援員はクライアントと同じ環境（同じ空間・同じ時間）を共有しているため、支援チームの構成員である一人ひとりの支援員は、クライアントの課題には着目しますが、同じ環境にいる支援者自身との交互作用に気づき難い状況にあります。とかく、福祉サービスの現場では、クライアントはサービスの対象者となり、サービスを提供する側が主体となりやすい環境にあります。そのため、支援員自身がクライアントにどのような影響を及ぼしているのか気づき難い状況に陥りやすいといえます。すなわち、クライアントの課題のみに執着し、支援員自身の影響に気づかなければ、クライアントに「今、何が起きているのか」気付くことができず、ひいては本当のニーズが見えない状態となります。

そのため、支援の過程において、グループスーパービジョンを活用したケースカンファレンスを行うことによって実践を振り返り、支援員への気づきを促していくことが重要と考え、施設内部で取り組んでいるところです。特に支援が難しいケースでは実践力が求められますが、ケースカンファレンスなどの場面や、スーパービジョンにおいて認定社会福祉士が活躍していただけたらと思います。

（橋） 意思決定支援を具体的にどのように行うのかも、私たちに課せられている現実的な課題かと思っています。重度の知的障害の方の意思決定支援という場面において、認定社会福祉士が果たせる役割というのはどのようにお考えでしょうか。

（渡辺） 主たる対象者が知的障害者である私の勤務先では、クライアントの誕生から現在に至るライフコースとこれまで歩んできた環境に関する情報をもとに現在の状態像を考察し、その人がどのようなニーズを持っているのかを推察しながら、日常のやりとりの中で確認し、支援することが大切と考えて

います。

社会福祉士の皆さんへの一言メッセージ

（橋） それでは最後に、これから認定社会福祉士を取るべき人、取ってほしい人たちに、一言メッセージをお願いします。

（酒井） 子ども家庭福祉分野は社会福祉士が少ない職場ではありますが、どの分野であっても高い信頼を得るために、どうぞ認定社会福祉士を取得してください。そして、スーパーバイザー同士の語りの場もとても重要ですのでその場にもご参加ください。

（田村） 知識、技術、理論だけではできない仕事です。AIが奪えない仕事なんだと私は誇りに思っていますので、ぜひ認定社会福祉士を取得して一緒に頑張っていきましょう。

（堂田） いろいろとお話ししましたが、ぜひ多くの方に認定社会福祉士を取得していただきたいと思います。

（郡） 認定社会福祉士を取得するための経験や自己研鑽のための研修は、社会福祉士の質を高める取り組みであり、自分の家族が住む大好きな地域の貢献にもつながる取り組みだと信じています。認定社会福祉士を取得する方が増えて、仲間が増えることを期待しています。

（渡辺） 認定社会福祉士を取得する過程での学び、更に認定社会福祉士になってからの学びによって、自らの実践を倫理綱領や理論モデルに基づいて振り返り、そのようなソーシャルワークの実践を積み上げていくことが大切であると感じるようになりました。認定社会福祉士になり、クライアントであるご利用者への理解が深まり、実践においても深みが出てきたと感じています。そういった体験をぜひ多くの社会福祉士にしていただけたらと思っています。その意味でこの認定社会福祉士制度が広がることを期待しています。

（橋） 今日は非常に刺激になる話を伺えたと思います。こうやってお一人お一人の実践を踏まえた言葉を聞けて、多くの社会福祉士に響くものがあつたのではないのでしょうか。ぜひ、多くの社会福祉士に認定社会福祉士を目指していただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

新しく都道府県社会福祉士会に入会された皆さまへ

2021年2月7日(日)に実施された第33回社会福祉士国家試験の結果が3月15日(月)に発表されました。国家試験受験者数35,287人(前回39,629人)のうち10,333人(前回11,612人)が合格され、合格率29.3%(前回29.3%)という結果でした。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う2度目の緊急事態宣言下において、受験者数が減少する中での試験実施となりました。

合格された皆さまおめでとうございます。

皆さまは都道府県社会福祉士会に所属され、今後は、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の仲間とともにソーシャルワーク実践や自己研鑽を積んでいただきますようお願いします。

日本社会福祉士会は1993年1月に任意団体として設立され、1996年4月には社団法人化し、1998年7月には国際ソーシャルワーカー連盟に正式加盟しました。

その後、公益法人制度改革が行われたことを受け、2012年4月に社団法人日本社会福祉士会は47都道府県社会福祉士会を正会員とする連合体組織へ移行し、2014年4月に公益社団法人日本社会福祉士会となりました。

現在、全国の都道府県社会福祉士会所属会員数は4万3千人を超え、ソーシャルワーカー専門職を有する公益法人として、その社会的責任は益々大きくなっています。

昨年度、社会福祉士の「倫理綱領」「行動規範」が改定されました。これは、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)国際会議(メルボルン会議)において、2000年に採択された「ソーシャルワークの定義」が改定され、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」として採択されたことに伴うものです。

私たち社会福祉士は、倫理綱領を遵守して、利用者に寄りそった質の高いサービスを提供しなければなりません。多忙な日常やさまざまな事象により、利用者本位の支援を行うという基本が欠けてしまう、見失う、このようなときこそ、倫理綱領に立ち返り、基本を踏まえることが大切です。倫理綱領は、社会福祉士を導くものとして、その遵守が求められています。

さて、昨年来、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、収束が見えない状況が続いています。2021年5月現在、一部地域では、3回目の緊急事態宣言が発出され、再び延長されるという事態が発生しています。新型コロナウイルスに感染していると診断された方が、入院できず自宅療養や社会福祉施設などでの生活を強いられる状況も発生しています。

今後、全国民へのワクチン接種が円滑に進められ、この感染症が収束に向かうことを期待しますが、長引く外出自粛要請や事業者への休業要請などに伴い、私たちソーシャルワーク専門職である社会福祉士が対応すべき生活課題が各地で顕在化しています。

これらのさまざまな課題や権利侵害に対して、私たち社会福祉士は、ソーシャルワークの倫理と価値を改めて確認し、その実践を展開していく必要があります。

日本社会福祉士会は、正会員である都道府県社会福祉士会との連携をはかりつつ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、様々な課題へ対応していくよう努めてまいります。

このたび、新たに入会された皆さまが社会福祉士の諸活動へ積極的に参加されることを期待しています。

コロナ禍のなか児童・障害・高齢すべての福祉に携わる方へ『月刊福祉』の定期購読をおすすめします！

月刊福祉

毎月
6日
発売

●B5判・104頁 ●定価 1,068円(税込)

●送料300円 ※10冊以上購入・定期購読の方は送料無料

今年度の特集(予定)

6月号 ヤングケアラーを知る

ヤングケアラーの現状と課題、取り組むべき視点を提起します。

7月号 共生はすすんだかー国際障害者年から40年

国際障害者年から40年を経て、共生はすすんだのか検証します。

8月号 刑事司法と福祉の連携

刑余者を地域で支えるための司法と福祉の連携の可能性を提起します。

注目の連載

- ありのままの自分を－当事者の想い
- 災害から学ぶ災害に備える



『月刊福祉』の
誌面を一部ご覧
いただけます！

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

全社協出版部受注センター 受注専用
TEL:049-257-1080 FAX:049-257-3111
E-mail:zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協 社会福祉法人
全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

Webでつながる全国大会

山形大会まであと1か月、会員の皆さんの参加を待っています!

一般社団法人 山形県社会福祉士会 理事長・山形大会実行委員長 鈴木 一成

第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(山形大会)を7月3日(土)～4日(日)に開催します。

山形大会実行委員会では、新型コロナ禍にあって全国大会の開催中止は何としても避けたいという考えから、Webによる開催方法を選択し準備を進めて参りました。5月末現在、残念なことに参加申し込み状況が大変芳しくない状況となっています。Web開催なので移動の必要なく好きな場所からご参加いただけますので、今一度、周囲への声かけを含め、ぜひご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、今回の大会プログラムの中のシンポジウム「多様性を尊重する社会を目指して～今、新時代の社会づくりをデザインする～」では「山形らしさ」をアピールする観点から、山形県内において活動を展開されているかたがたにスポットをあて人選を行いました。

【シンポジスト紹介】

■進行(コーディネーター): 宮城学院女子大学 教授 熊坂 聡氏 / コメントーター: 日本福祉大学 教授 原田正樹氏

カテゴリー	シンポジスト	活 動 紹 介
①子ども	風間 郁乃氏 (NHK山形放送局記者)	2009年入局、山形局は2回目の赴任“ママ記者”として医療・介護・子育てなど取材、 医療的ケア児 について記者特集として紹介した。
②高齢者	佐藤 貴司氏 (山形市社協事務局長)	国の「 我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業 」を実施、福祉まるごと相談員事業や地域力強化推進モデル事業に取り組んでいる。
③障がいの ある人	白石 祥和氏 (NPO法人With優 代表)	不登校や引きこもり、就労に悩む若者支援に取り組んできた。米沢市内で運営する 会員制居酒屋「結(ゆい)」 の会員数は約4700名。
④LGBTQ	滝口 克典氏 (よりみち文庫 代表)	長年、若者の居場所づくりと学びの場づくりに取り組んできた。 連続講座「LGBTを考える」 の開催など、社会へも情報発信している。
⑤外国人	西上紀江子氏 (NPO法人IVY 理事)	山形市に本部をおくNGOの理事として、 定住を目指す外国人等 への生活支援、困難な状況にある人々への 自立支援 を行っている。

申込期間を延長しました

【銀行振込】の方は6月11日(金)まで、【クレジット】の方は6月25日(金)まで延長いたしました。事前に視聴に必要なURLをお送りするため、当日の参加手続きは難しいと思われますので、事前の参加申込みをお願いします。

5人のシンポジストのそれぞれの活動は、これまで新聞やテレビなど、マスコミでも紹介されてきたものです。必ずや社会福祉士としての学びにつながる情報をお届けできるものと確信しています。

そして、コーディネーターの熊坂氏は、山形県社会福祉士会の元会長であり、全国大会の開催を後押ししてくださった先輩でもあります。また、コメントーターの原田氏は、日本地域福祉学会の会長でもあり、地域共生社会づくりを牽引する第一人者でもあります。

この2人の先生とシンポジストの思いが融合し、新しい時代に向けた社会づくりの設計図が浮かびあがる、そんなシンポジウムになることを願っています。

山形日和。



山形県DC推進監
承認番号: 02016
きてけろくん

山形でお待ちしています

最後にもう一度お願いを申し上げます。
特に今回は**初めてのWeb方式での開催となる全国大会として、参加者2,000名**を目標としています。

山形県社会福祉士会、そして実行委員会一同、多くの方のご参加を心よりお待ちしております。



第30回 全国大会・社会福祉士学会 東京で会いましょう

～オンライン参加も可能なハイブリッド開催です～

記念すべき第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会を東京で開催します。新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない中、なんとか全国の社会福祉士の仲間が顔を合わせて学び、交流する機会を用意したいと考え、集合型とオンラインを併用したハイブリッド方式で実施することになりました。

東京のイーストサイド・江東区にある会場は、発展する臨海副都心に近く、東京駅からも近距離で、浅草や東京スカイツリーへのアクセスも整っています。皆さんと顔を合わせて、あるいはオンラインで、社会福祉士同士のつながりを深めましょう。



【開催日】 **2022年7月2日(土) ～ 3日(日)**

【会 場】 **ホテルイースト21 (東京都江東区東陽6-3-3)**

※集合、オンラインそれぞれの定員は追ってお知らせします。

2020年度臨時総会を開催しました

2021年3月20日に、本会事務局（東京都新宿区）とオンライン会議室を活用し、2020年度臨時総会を開催しました。議事次第は次のとおりです。

I 議案

第1号議案 定款変更

第2号議案 「社会福祉士の行動規範」改定

II 承認事項

第1号承認 財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書

第2号承認 正会員の会費の扱いについて

III 理事会報告

第1号報告 2021年度事業計画

第2号報告 2021年度収支予算

第3号報告 次期綱紀委員会委員選任報告

第4号報告 成年後見事業被害者見舞金の適用について

第5号報告 その他

(1) ぱあとなあ活動報告書IT化について

(2) 子ども家庭福祉の資格化にかかる活動について

(3) コロナ禍におけるソーシャルワーク実践に関する基礎的調査中間まとめ

Ⅳ 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）

第3号事務連絡 第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）

第1号承認は、中島副会長から「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」について説明しました。この提案書は①入会促進及び退会抑制、②事務局業務の支援、③内外に向けた情報発信の強化、④財政にかかる事項、などを取りまとめた内容となっており、今後、この提案内容の実現に向けて、本会と都道府県社会福祉士会とが協力して取り組んでいくことが確認されました。

理事会報告事項は、報告後に質疑を行う事項です。第1号報告および第2号報告では、2021年度の事業計画および予算を説明しました。第5号報告では、山崎副会長および星野理事から、ばあとなあ活動報告書のIT化にむけたシステム開発・運営費用の考え方、都道府県社会福祉士会の意向調査結果の概要、IT化のシステム仕様等について説明しました。今後、都道府県社会福祉士会に対し、丁寧な説明の機会を設けた上で、IT化の議論を進めていくことが確認されました。

また、事務連絡事項では、全国大会の開催地として第29回山形大会の準備状況を鈴木一成山形県社会福祉士会理事長から、第30回東京大会の準備状況を後藤哲男東京社会福祉士会会長から報告しました。

議案資料・当日配付資料および議事録は、ホームページに掲載しています。

2021年度通常総会を開催します

2021年6月19日に本会事務局（東京都新宿区）とオンライン会議室を活用し、第33回通常総会を開催します。議事次第は次のとおりです。

Ⅰ 議案

第1号議案 2020年度決算報告

第2号議案 役員選任案

Ⅱ 承認事項

第1号承認 ソーシャルワークを考える政治的アプローチについて

Ⅲ 理事会報告

第1号報告 2020年度事業報告

第2号報告 2022年度予算・制度に関する提案書

第3号報告 2020年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況

第4号報告 ばあとなあ活動報告書IT化に関する事項

第5号報告 子ども家庭福祉に関する資格について

第6号承認 令和2年7月豪雨災害について（熊本県社会福祉士会からの報告）

Ⅳ 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）

第3号事務連絡 第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）

第4号事務連絡 その他

議事資料・当日配布資料はホームページに掲載します。議事録は後日掲載予定です。

コロナ禍におけるソーシャルワーク

担当理事 竹田 匡 (地域包括ケア推進委員会委員長)

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症による最初の緊急事態宣言が発令されたのは、2020年4月7日であった。東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言を行い、4月16日に対象を全国に拡大した。新型コロナウイルス感染症の影響は途絶えることなく続き1年を超えてなお、収束の目途は立たない。

変異株の蔓延により急速に感染が拡大しており、本年1月7日の2回目の緊急事態宣言に続き、3回目の緊急事態宣言も発出された。長らく続く外出自粛による心身機能の低下や収入源による生活困窮者の増加等の影響は計り知れない。

1回目の緊急事態宣言下において、私たち自らが感染者または濃厚接触者になるリスク、クライアントまたはその家族等に対して感染させてしまうリスク、クラスターの発生等により自らが所属する機関の機能の一部または全部を停止させるリスクなど、日々のソーシャルワーク実践が感染拡大の一因となってしまうジレンマを抱えることとなった。

また、外出自粛要請等により訪問ができずにアウトリーチの手法を用いたニーズの把握が難しくなり、多職種・多機関との協働に係る各種会議等を開催することができずに、情報の共有をはじめ、支援の目標や役割分担なども共有したりすることが難しい状況に追い込まれた。

また、地域住民等との交流の機会や連携の機会も制限されるなど、ソーシャルワーク実践においても大きな影響を及ぼし、今もその状況は変わらない。人と会うこと、距離を近づけることが感染拡大につながるという事実と、人と会い、距離を近づけていくことが支援であるとすれば、相反するなかで、コロナ禍において増大するさまざまな生活課題の解決にむけて、どの価値を優先して実践していくのか、難しい判断と根拠が求められる。

そのため、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の相談支援機能の維持または展開を可能とするソーシャルワーク実践のあり方を明らかにし、コロナ禍等における相談支援機能の維持または発展の要因を明らかにすることを目的とし、本委員会委員による基礎的研究を行った。

本稿は、その一部を要約したものであり、全文は本会ホームページに掲載しているので、そちらを参照したい。

2 調査方法

(1) 調査の概要

本調査においては、①基礎的調査と②ヒアリング調査の2段階で調査を行った。まず、基礎的調査では、コロナ禍における社会福祉士の相談支援活動の実態を把握することを試みた。その上で、基礎的調査のなかから相談支援活動を維持または発展できた実践例を抽出・ヒアリング調査を実施し、どのようなことができた要因などを把握することを試みた。

(2) 調査協力者

基礎的調査においては、主として地域包括支援センター、相談支援事業所、生活困窮者自立支援機関に所属し、相談支援機能を担う社会福祉士(都道府県社会福祉士会の会員。以下「個人会員」)を対象とすることとし、都道府県社会福祉士会を介した個人会員および本調査研究の関係者等への協力依頼とした。

(3) 基礎的調査

質問紙調査とし、調査協力者に調査票を添付ファイルでメール送信し、回答された調査票を日本社会福祉士会事務局に添付ファイルでメール返信してもらった。なお、調査期間は2020年8月17日～9月23日、回答者数は122人であった。

(4) ヒアリング調査

基礎的調査で収集された調査結果から新型コロナウイルス感染防止とソーシャルワーク実践の両立に資する事例を6事例抽出し、当該調査回答者にオンライン(Zoom)による追加ヒアリング調査に協力可能な5事例を選定した。

3 倫理的配慮

基礎的調査の回答にあたっては、回答内容および回答者個人が特定されないように個人情報に関する記述については配慮を求めるとともに、公表にあたっては、回答者を含む個人を特定できないように配慮し、回答をもって調査への同意とした。

4 基礎的調査から見てきたもの

(1) 問題の本質はなにか

122人の回答を概観すると、コロナ禍におけるソーシャルワーク実践とは、利用者・家族・地域住民・福祉活動に関わるインフォーマルな支援者・専門職が晒される不安に対して、それをどのように整理し、新型コロナウイルスを「正しく恐れ」有効な

感染予防体制を取り、感染予防を備えた日常生活／支援活動を行っていくかという課題に直面するものと思われる。

また、コロナ禍では利用者は前述した不安だけでなく、社会的孤立（外出ができない、サービス利用ができない、県外の別居家族からの支援が受けられないなど）によって心理的にはストレスが高まり、身体的にはフレイルの危険性が高まり、社会的には社会生活の制約が起これ、総合的にQOLが低下するという状況に追い込まれやすくなる。

これに対して、ソーシャルワーカーはアウトリーチ・利用者と対面してのニーズ把握が困難になり、関係機関・職種間の連携／協働／ネットワークによる支援が展開できにくくなるという状況下で、それでもどのように相談支援活動を継続していくか、従来からの生活課題に加えて、コロナ禍で生まれた新たな課題にどのように支援を行っていくかが問われているということができる。

(2) 何をしていかなければならないか

コロナ禍であっても、利用者のニーズは存在し続ける。また、コロナ禍であるからこそ支援を必要とする人たちが新たに生まれてきている。このような状況に、ソーシャルワーカーは対処し、さまざまな利用者の生活の維持、そしてQOLの拡大に助力していかなければならない。

そのためには、個別の相談支援活動を継続的に展開し続けていくことが不可欠である。しかしながら、それが難しい状況が生まれてきている。感染を怖れる利用者・家族が訪問を拒否したり、所属法人や自治体、あるいは地域住民からアウトリーチ活動自体にストップがかかる状況も生まれてくる。まずは、対利用者・家族、対地域住民、対所属法人・機関、対自治体等に対する相談支援活動の必要性の理解を求めていく必要がある。

また、その際に過度の怖れを回避するための情報の精査や適切な情報提供を行っていく必要がある。その一方で、コロナ禍で対面しての横のつながりが難しくなることは、相談機関が孤立する状況をも生

み出していく。これに関してリモート、あるいは感染予防策を徹底した対面などで連携・協働の場を維持していくことが不可欠と言える。

このようにして、現実には起こっているさまざまな事象について関係機関間で共有していくことは、地域に共通する課題の発見につながる。それを関係機関間の調整や自治体との協働等の作業によって克服していく取り組みをしていくことで、それが新たなルール作りや社会資源開発へと至ることができれば、個別の相談支援活動を下支えする動きにもなっていく。

また、コロナ禍等の有事の状況下においては、平時には目に見えない地域住民の抱える脆弱性が露呈しやすい。コロナ禍以前にはなんの生活問題も抱えていないように見えた人たちが、コロナ禍で経済的困窮や社会的孤立へと追い込まれる状況を見ると、ケース発見やアウトリーチ等、相談支援活動の最初の局面の重要性を再認識することになる。この点を考えると、コロナ禍であっても相談支援活動を止めることがないように取り組んでいくことが必要であるといえる。

感染予防対策はもちろんであるが、利用者との接触を絶やさないような取り組み、ストレスフルな状況に置かれた利用者・家族を理解していこうとする視点、関係機関や自治体との連携・協働を止めないような取り組みなどについて、今回の調査から学ぶことは多々ある。

さらに、しっかりとした相談支援活動を継続しようとするとき、私たち自身もまた不安・焦り・ジレンマなど、さまざまなストレスに晒されることも明らかになり、自分自身に対するサポートについても考えていく必要がある。

5 コロナ禍におけるソーシャルワーク実践

前述の基礎的調査および追加のヒアリング調査を通して、コロナ禍におけるソーシャルワーク実践として、特徴的な取り組みは、以下のとおりである。

コロナ感染に関するアンケートを実施し、その結果を自立支援協議会専門部会のリモートを活用して取り組んだ基幹相談支援センターの事例

- ・新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されるなかで、感染に対する危惧から支援に入ることができないヘルパーの声を受けて、他の障害支援サービスにも同様のことがあるのではないかと考え、地域の全事業所を対象にアンケートを実施した。その結果に担当者による分析を加え、冊子にして行政に提出した。
- ・感染症の拡大により対面式の会議が難しい状況で、リモートを活用して自立支援協議会専門部会を開催し、基幹相談支援センターが中心となり、短期的課題、横断的な課題の解消に向けた取り組みに発展させることができた。

広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会の活動

- ・広島県社会福祉士会（以下「県士会」）のホームレス支援委員会は、2002年の学習会をきっかけとしてホームレスの状況を学び、市内で行われる夜回り活動に参加することから実践活動がはじまった。そこからホームレスの相談支援を行い生活ニーズを把握するとともに、そのニーズに対応する社会資源の活用や必要とされる支援を自主事業として開発していった。
- ・それは入浴支援、健康支援、食事支援、就労支援、シェルター、社会参加支援など多岐にわたると共に、自治体に働きかけ補助事業化するなど行ってきた。こうした取り組みは、コロナ禍でも感染予防対策を行い、一部は規模縮小や内容変更をしながらも、継続して展開されている。

緊急事態宣言下で自宅でも体操に取組めるようCATV等を活用した介護予防体操の配信につなげた地域包括支援センターの事例

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発出され、介護予防体操などを行っている住民主体の地域拠点の活動が休止した影響で、外出や交流の機会も無くなり、自宅に閉じこもりがちが高齢者が増加しているという声が住民から寄せられた。

- ・地域の高齢者の心身機能低下などを危惧した当該地域包括支援センター(事例提供者)は、コロナ以前から独自に強化してきた住民、事業者、地域包括支援センター同士、行政などとのネットワークを活用し、CATVの番組で「介護予防体操」を取り上げてもらい、在宅の高齢者に体操を促す提案を行政担当者に行った。
- ・その結果として、CATVだけでなく、市公式YouTubeでの体操配信や、市内高齢者へのチラシ配布、ラジオ発信、新聞掲載などにもつながり、様々な方法で在宅の高齢者などへ介護予防体操の継続を促すことができた。

地域活動における感染症予防啓発と対策支援(委託型地域包括支援センター)

- ・地域包括支援センターとして、担当圏域内の地域住民における感染対策の知識や物品の不足および感染症対策の意識や認識の差が地域活動に影響を及ぼしていることを把握した。
- ・そのため、小地域ごとの特性を踏まえて、多職種チームで感染対策の環境整備および感染症に関する啓発活動を行った。その際、平時からの地域アセスメントが大いに役立ち、その後の地域住民主体での感染対策を伴う地域活動の再開にむけた支援へとつながった。

コロナ禍におけるテレワークの試行と指針化(委託型地域包括支援センター)

- ・地域包括支援センター(以下「包括」)の組織内でばらつきが生じていたコロナ禍における相談支援および業務対応について、具体策や不明な点について検討し、認識の共有を図った。結果、組織内マニュアルの作成やテレワークの試行につながり、職員間の不安軽減に至った。
- ・併せて、一包括の取り組みを逐一行政担当課に報告、同意を得ることを丁寧行っていた。その後、市内に共通する地域課題として担当課が対応、市内全地域包括支援センターに共通する在宅勤務および時差出勤に関する指針を示す通達の発信へと展開した。

コロナ禍でもつながり続けるために関係機関と連携して活動するNPOの事例

- ・NPOとして、ホームレスや依存症を含め、社会的に孤立した人たちのつながりをつくるための活動を実施していたが、緊急事態宣言により活動していた場が使用できなくなったことに加え、2008年のリーマンショック時のように多くの人が生活困窮状態になるのではないかと危機感から、関係機関との情報交換の場を設けた。
- ・ホームレス支援や災害時の支援をととして連携した関係機関に声をかけ、感染症対策の観点から「青空ミーティング」と称し、定期的に公園に集まり、情報共有や夜間の車中泊見回り、シェルター運営、屋台カフェの取り組みなどについて状況や成果を共有し、活動を継続している。

(1) ニーズの変化に気づくスキル

いずれの取り組みにおいても、コロナ禍を踏まえたクライアントやコミュニティ等のニーズの変化を的確に把握していた。コロナ禍におけるソーシャルワークにおいても、クライアントやコミュニティ等における顕在化したニーズを的確に把握したり、過去のソーシャルワーク実践経験からクライアントやコミュニティ等の潜在化しているニーズを類推・分析したりする素養やスキルが求められるといえよう。

また、これらのニーズの把握は、個別のニーズの把握からはじまり、コミュニティ等のレベルにおけるニーズ把握へと発展しており、社会福祉士一人で行うというよりも、新型コロナ感染症の感染拡大の対策を講じながら、それぞれ可能な方法等を用いて、関係者とともに情報を交換したりしながら、把握するという特徴がみえる。

(2) 日頃からのネットワークの構築と活用

いずれの取り組みにおいても、関係する団体や機関と協働したりしながら、行政に対して必要な要望や提案を行っているが、それは、社会福祉士一人で行うというよりも、関係する機関とともに展開している。そうした関係する団体や機関との協働は、コロナ禍で新たに作られたネットワークというよりも、日頃からのネットワーク力が活かされ、コロナ禍の中でネットワークが強化されるなど、危機的状況においても取り組みを展開する原動力となっている。

その中核的な役割を専門職として、社会福祉士の実践が明らかになったところでもある。

(3) 社会を変革するソーシャルワーク

いずれの取り組みにおいても、ミクロレベルの実践にとどまらず、新型コロナウイルス感染症のリスクにさらされている人々、生活に困窮している人々

と等の抑圧や不正義という構造の変革を試みようとするソーシャルワーク実践である。

6 まとめ

本調査は、都道府県社会福祉士会などを介して行った基礎的調査を前提としているため、全てのソーシャルワーク実践を網羅したものではない。

しかし、緊急事態宣言下におけるソーシャルワーク実践の共通性と変化を含む取組を把握することができ、コロナ禍におけるソーシャルワーク実践について、考察することができたといえよう。

特に、クライアントやコミュニティ等のニーズの把握と関係する機関などとのネットワークの構築を強化していくことが求められていることを明らかにするとともに、マクロレベルの実践が求められていることが示唆された。

新型コロナウイルス感染症の収束は長い道のりであるとも言われており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められる。クライアントの多くには、感染症が重症化しやすい人々もおり、より一層の感染症拡大防止とソーシャルワーク実践の両立が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる活動の幅が広がりを見せている。例えば、医療機関や施設等における面会においてオンラインが用いられ、本調査においてもオンラインを活用した会議等が行われたりするなど、感染症防止と移動時間を標準化するオンラインの可能性については、ソーシャルワーク実践の持続可能な展開を考える上でも、引き続き検討する必要がある。

本研究をととして得られた成果について、関係者と共有することで、持続可能なソーシャルワーク実践の参考としてもらうことを期待している。

2020年度委託事業・補助金事業報告

令和2年度厚生労働省老健局委託事業

高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業

本事業は、厚生労働省が毎年実施している高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査等に関する調査について、都道府県、市町村からの回答データを集計・精査するとともに、虐待の発生・増減要因等を分析し、都道府県、市町村での取組事例を収集することなどにより、高齢者虐待の実態を詳細に把握し、虐待の未然防止・早期発見等を図ることを目的に、以下の事業を行いました。

1. 法に基づく対応状況調査の集計及び要因分析

法に基づく対応状況調査等の自治体への回答依頼、自治体からの問合せ対応、回答データの集計・精査及び要因分析を行う。

2. 地方公共団体の体制整備状況の評価や促進要因抽出を目的とした分析の実施

法に基づく対応状況調査データを利用し、地方公共団体の体制整備状況の評価の観点や促進要因を抽出する。

3. 法に基づく対応状況調査の課題及び次年度以降の調査票等の検討

法に基づく対応状況調査において、次年度以降の調査内容・回答手法の改善に向けた課題整理や、詳細な虐待の実態把握・要因分析や市町村の体制整備

の充実強化に向けた次年度以降の調査票等について具体的に検討する。

4. 体制整備を促進するための都道府県の取組の検討

市町村支援等の都道府県における体制整備を促進する取組より、虐待の未然防止・早期発見・適切な対応に向けた効果的な取組を検討する。また、法に基づく調査において高齢者虐待による死亡事案を報告された自治体における検証状況より、事後検証を実施するための課題を検討する。

5. 取組事例の収集と提言

法に基づく対応状況調査データから都道府県及び市町村における高齢者虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備等に向けた取組事例について収集し、回答データの集計・分析結果や収集した事例も参考にしながら、市町村における虐待の未然防止・早期発見・適切な対応及び体制整備に向けて実現可能な施策の検討及び提言を行う。

本調査研究事業の厚生労働省公表資料は厚生労働省ホームページの高齢者虐待防止のページを、調査結果の詳細は、本会ホームページの助成・補助事業のページに掲載している報告書をご覧ください。

高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業

平成18年の高齢者虐待防止法の施行以降、厚生労働省は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査（以下、「法に基づく対応状況調査」）を実施しています。平成30年度法に基づく対応状況調査の中では、虐待の深刻度は虐待対応を行う上でも重要な概念と考えられ、可能な限り認識のばらつきを小さくすることが必要であること等が指摘されています。

本事業では、高齢者虐待の実態を把握し、市町村としての的確な対応を行うためには、深刻度についての判断基準を明確にしていくこと、緊急性についての概念を確立していくことが必要であるため、高齢者虐待対応における深刻度の判断基準、緊急性の概念について策定することを目的に実施しました。

事業内容は、次の（1）～（3）の調査を実施し、調査結果を踏まえ、深刻度の判断基準、緊急性の概念について策定しました。策定した試案については、自治体及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応担当者に調査票による意見聴取を行い、研究委員会としての判断基準案の検討を行いました。

1. 高齢者虐待対応状況調査結果の精査

厚生労働省が行う法に基づく対応状況調査の虐待事案における深刻度とその内容を令和元年度実施平成30年度法に基づく対応状況調査回答から、具体的な虐待の内容の記載があるものを抽出し、虐待類型

別に養介護施設従事者による虐待と養護者による虐待の整理を行いました。

2. サンプル調査

都道府県及び市町村の策定している高齢者虐待対応マニュアル、対応フロー及び当該自治体における虐待対応の深刻度の判断基準、緊急性について調査を行いました。

3. ヒアリング調査

令和2年10月中旬～11月にサンプル調査対象又は協力の得られる自治体を対象に11カ所を選定し、深刻度の判断及び緊急性について、対面又はオンラインによるヒアリング調査を行いました。

深刻度の定義は、高齢者虐待における深刻度を「被虐待者が虐待によって被害を受けた程度」とし、生命や心身面、経済面等への影響度合い（被害の程度）を示す指標として整理しました。区分は4段階区分とする指標を提案し、4段階の深刻度区分は、1（軽度）、2（中度）、3（重度）、4（最重度）とし、それぞれの深刻度区分の判断に関する基本的な考え方は、1（軽度）は本人意思を無視した行為、介護者の都合に合わせたケアが行われている、高齢者に軽度の被害・影響が生じている状態、2（中度）は虐待行為が繰り返されている、生活継続に支障が出ている状態、3（重度）は重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている、4（最重度）は生命・身体・生活の危機的状況です。法に基づく

対応状況調査における深刻度は既存の5段階から4段階への変更を提案しましたが、変更にあたっては、変更についての周知、マニュアルおよびツールの整

備、研修の実施が必要であることを提言しています。
本事業で得られた成果は、報告書にまとめ、本会ホームページに掲載しています。

日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との 連携のあり方等についての調査研究事業

本事業は、厚生労働省の令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業の交付を受け、実施しました。

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）では、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の強化」「成年後見制度へのスムーズな移行」が進められるべきとされています。

特に日常生活自立支援事業については、終了件数のうち約25%が成年後見制度に移行しており、成年後見制度と関連が深い事業ですが、日常生活自立支援事業利用時の利用者の判断能力の変化への対応や、財産管理等の法律行為の必要性を適切に把握し、適切な制度選択を支援する取り組みがより一層必要であること、成年後見制度の利用がふさわしいと支援者等が検討した場合でも、市町村長申立ての課題や本人が希望しない、申立人が見つからない等により、制度間連携が適切に行われていない等の課題が指摘されています（全国社会福祉協議会「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて」（平成31年3月））。

上記を踏まえ、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携状況についての実態把握と連携の在り方等について検討を行うとともに、制度間連携に資するツールの開発を行うことを目的に、調査研究事業を実施しました。

本調査研究事業では、日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度の連携、移行に関わる関係機関より好事例および特色のある取組事例についてのヒアリング調査日常生活自立支援事業等と成年後見制度との連携の実際と課題にかかるアンケート調査を実施しました。調査結果に基づき、日常生活自立支援事業等関係事業と成年後見事業にかかる適切な連携に関する課題を整理すると共に、連携に資するツール等を開発しています。これらの調査研究成果は報告書にまとめ、都道府県、市区町村、社会福祉協議会、関係機関等に配布し周知しました。

詳細は、本会ホームページに掲載している報告書をご覧ください。

地域共生社会の実現にむけた現任社会福祉士の研修プログラムの開発と スーパービジョンの実態把握に関する調査研究事業

本事業は、厚生労働省の令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業の交付を受け、以下の事業を実施しました。

現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるよう2019年度に開発した「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の全国展開に向けて、研修プログラムを試行し、評価を行い、講義要綱や講義で使用するスライド、研修プログラム構成の見直しを行いました。そして、eラーニング講義等を収録し、会員・会員以外を問わず、現任の社会福祉士が繰り返し視聴できるよう公開しました。

また、スーパービジョンについて、認定社会福祉士認証・認定機構の登録スーパーバイザー（747人）及びスーパーバイザーとしてスーパービジョンを受ける立場の社会福祉士（750人）を対象とした全国的なスーパービジョンに関する実態調査（量的調査）を実施するとともに、地域共生社会の実現に向けた「成功事例の分析」を通じ、スーパーバイザー

の力量に含まれる多面的な要素の分析・検討を行いました。そして、スーパービジョンを効果的に実施するための方法の1つである「グループスーパービジョン」を活用した「ソーシャルワーク・スーパービジョン実践力養成研修」のプログラムを開発し、試行しました。研修の事前課題として設定した講義2本は、本会ホームページのeラーニングとして公開しています。そして、これらの一連の事業を通じ、スーパービジョンのフォローアップに向けた課題を整理しました。

なお、本事業はコロナ禍の中で行う事業となったため、先駆的にICTを活用して教育を行っている2人の専門家を招聘し、その知見をヒヤリングするとともに当事業を推進するに当たりより良い方法を導き出すために意見交換会を行いました。

本事業で得られた成果は、報告書にまとめ、本会ホームページに掲載しています。

公開したeラーニングについては、本ニュース29ページをご覧ください。

2021年度委託事業

令和3年度厚生労働省老健局委託事業

高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業

昨年度に引き続き、令和3年度厚生労働省老健局

委託事業「高齢者虐待の実態把握等のための調査研

究」を受託することとなりました。

平成18年の高齢者虐待防止法の施行以降、厚生労働省は、市町村・都道府県を対象に同法に基づく対応状況等に関する調査（以下「法に基づく対応状況調査」）を行っています。

本事業では、法に基づく対応状況調査の集計および市町村をはじめとした虐待対応の現任者などを含めた有識者の意見を踏まえた分析を行うとともに、都道府県および市町村の取組事例を収集します。本

事業は高齢者虐待防止法に係る地方公共団体の体制整備の促進を図ることを目的として実施し、調査結果の分析および収集した取組事例を踏まえ、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応に向けた効果的施策を提言します。虐待という最大の権利侵害の防止および対応、ひいては権利擁護にかかる取り組みや体制整備が進むよう、事業に取り組んでいきたいと考えています。

IFSW「コロナ禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実践

～コミュニティ・レジリエンスとメンタルヘルス・ウェルビーイングのありかたを学ぶ～の開催

日本社会福祉士会が参加している日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）では、2021年3月7日（日）、公益財団法人社会福祉振興・試験センター令和2年度福祉人材養成・研修事業・世界ソーシャルワークデー2021企画として、「コロナ禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実践～コミュニティ・レジリエンスとメンタルヘルス・ウェルビーイングのありかたを学ぶ～」と題した国際シンポジウムを、オンラインで開催しました。

世界的な課題である新型コロナウイルス感染拡大を受けて、生活行動様式の変化から生じた福祉的課題に対し、各国のソーシャルワーカーがどのように対応したのか、日本、韓国、シンガポール、イランというアジア太平洋地域各国の経験が共有されると

ともに、世界各地の状況と、このコロナ禍におけるソーシャルワークの役割、地域のレジリエンスを促進するための、ソーシャルワークの展開のあり方、メンタルヘルスの課題等について意見が交わされました。

今回は日英同時通訳に対応したオンライン開催であったため、日本のほか、アジア太平洋地域各国、イギリス、アメリカなどから264名が登録、198名が当日参加しました。

なお、このシンポジウム講師によるソーシャルワーク研修プログラムの動画と、シンポジウム当日の動画を、日本ソーシャルワーカー連盟のホームページにおいて公開しますので、ぜひ視聴ください。日本ソーシャルワーカー連盟HP：<http://jfsw.org/>

【プログラム】

- 13:00 開 会
 13:20 基調報告 ―世界のソーシャルワーカーの動き―
 ・IFSW 事務局長 Rory Truell 氏
 ・韓国 Sug Pyo Kim 氏
 ・シンガポール Amran Bin Jamil 氏
 Alice Koo Ngar Shan 氏
 ・イラン Seyed Hassan Mousavi 氏
 Hamed Olamaee 氏
 ・日本 藤岡 孝志 氏
 14:15 ディスカッション
 ～コロナ禍におけるアジア諸国のソーシャルワーク実践～
 16:00 閉 会



シンポジウム当日の様子（登壇者・JFSW関係者）

子ども家庭福祉に関する資格について

2021年4月23日、厚生労働省社会保障審議会児童部会に位置付けられている社会的養育専門委員会（以下「専門委員会」）が開催されました。この専門委員会では、2月2日に公表された「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググルー

プ」）の取りまとめを踏まえ、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方の議論がなされる予定です。

子ども家庭福祉に関する資格の動向については、ニュース199号でもご報告していますが、資格の建て付けについて、ワーキンググループの取りまとめでは、①「社会福祉士養成課程との共通の科目を基

礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」とすること、②「既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士、精神保健福祉士）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程を修了した者に付与される資格」とすることが両論併記となっています。

これまで本会をはじめ、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会を構成団体とする日本ソーシャルワーカー連盟は、虐待対応や防止のためにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士および精神保健福祉士の活用促進が最も効果的であるとの主張を繰り返しており、2月からは、3団体の会長を中心に厚生労働省等への働きかけを展開してきました。その流れの中で、4月21日に、本会は、日本精神保健福祉士協会との連名により、厚生労働省子ども家庭局長に「【要望】子ども家庭福祉の資格のあり方について」を手交するとともに、専門委員会の山懸座長あてに「子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見」を提出しています（意見書の全文は、28ページをご参照ください）。

【要望事項】

1. 子ども家庭福祉に関する新たな国家資格の創設には反対いたします。
2. 子ども虐待撲滅のための新たな資格は、社会福祉士と精神保健福祉士のうち高度な専門性を有する者に対する認定資格としてください。
3. 社会的養育専門委員会での論点を、当初課題とされていた児童虐待の撲滅に焦点化してください。

また、4月23日の専門委員会で「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関する議論のたたき台」として、提示された「基本的な考え方」について、4月28日に論点ごとにとりまとめた意見を専門委員会の山懸座長宛に提出しています（以下の別紙参照）。

なお、資格の在り方については、ソーシャルワークの職能団体とも連携しながら、引き続き、意見を提言していく予定です。

（別紙）基本的な考え方のイメージ（多職種で問題解決をしていくために）

子ども家庭福祉分野の問題やニーズを地域全体で解決していくため、以下の考え方を基本とする。

- ① 子ども家庭福祉分野の問題やニーズを地域全体で解決していくための仕組みをつくること
 - ・ 子ども家庭福祉は、自ら意見表明することが難しい子どもと、支援希求のできない養育者への支援、家庭全体を捉えた虐待防止、親子分離を伴う保護などの介入的ソーシャルワーク、といった専門性が必要とされる分野である。同時に、子ども家庭福祉分野での社会福祉士と精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格の有資格者は、子どもたちの人権擁護を体現し、多くの専門職や地域の人々と連携しながら、包括的な支援体制を構築し、支援していく人材である。
 - ・ 社会福祉士と精神保健福祉士のソーシャルワークの国家資格の養成課程では、ジェネリックソーシャルワークを修得している。こうしたソーシャルワークの基礎的基盤を生かして、さらに子ども家庭支援の特徴やこの分野のネットワークを構築することができるように研修・認定制度が必要である。
 - ・ こうした子ども家庭分野を中心に包括的に支援することができる職種と認定制度を含めて法律（児童福祉法）に明文化することが適当である。
- ② 現場で支援に従事する職員の意欲や専門性向上につながる仕組みにすること
 - ・ 児童相談所の児童福祉司は、その5割が実務年数3年未満（令和2年4月1日現在）であるなど、児童相談所を設置する自治体の人員配置と異動のあり方、人材の育成と確保・定着等が喫緊の課題である。子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生や、日夜現場で支援に従事している現任者の意欲を喚起することは重要である。ソーシャルワーク機能が発揮しづらい構造的問題について可視化し、従事者の処遇改善を含め雇用環境を整備することが必要である。
 - ・ こうした厳しい状況で、さらに新しい国家資格を創設することは、人材の確保・定着の要件が高くなり、これまで以上に人材不足に陥ることは明らかである。なお、国家資格化が直接的な処遇改善の根拠にはならないことは、これまでの福祉系国家資格の有資格者の処遇を見ても明らかである。
 - ・ ただし現場職員の研修機会の確保やスーパービジョン体制の確立が必要なのは言うまでもない。
- ③ 都道府県（児童相談所）、市区町村、民間の児童福祉施設など、幅広い活躍の場があること
 - ・ 家庭的養育の推進や、児童虐待の予防、家庭支援の強化に伴う、児童相談所をはじめとする市区町村の虐待相談対応部門、乳児院、児童養護施設等のファミリーソーシャルワーカー、児童家庭支援センター、保育所等の幅広い職場においてソーシャルワークの重要性が増してきている。
 - ・ こうした分野にソーシャルワークの国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士の配置が進んでおらず、積極的に配置を促進することが有効である。
- ④ 学生や既に現場で働いている社会人等、多様な人材が研修できるプログラムとすること
 - ・ 人口減少・少子化に伴い福祉系大学の多くが定員確保に苦労している。新しい国家資格を創設すれば志願者が集まるというものではない。より多くの専門職や関係者が、子ども家庭支援に関心を寄せて、子ども家庭を支えていける地域づくりをしていく必要がある。そのため、ソーシャルワーカーを養成している日本ソーシャルワーク教育学校連盟や福祉系大学経営者協議会から実態や意向を確認することが基本である。
 - ・ その際に、社会福祉士や精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格において、子ども家庭分野に関する専門的知識や技術等の専門性を高めることができるような認定制度や研修プログラムを用意することが必要である。例えば、福祉系大学のリカレント教育において現任ソーシャルワーカー等が受講し、単位取得によって認定資格を得られる仕組みがあると、働きながら教育を受けることによる実践力の向上が期待できる。
 - ・ 保育士や幼稚園教諭、公認心理師や臨床心理士、医師や看護師など他職種を対象とした研修プログラムも必要である。
- ⑤ 既存の資格との関係に留意して制度設計すること
 - ・ 社会福祉士、精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格を基礎として、子ども家庭分野に関する専門的知識や技術等を高め、一定以上の専門的力量を有する者を認定する仕組みとし、認定者にはふさわしい名称を付与する。また、詳細な制度設計にあたっては、公益社団法人日本社会福祉士会・公益社団法人日本精神保健福祉士協会等の職能団体の取組や意向の確認をすることが基本である。

声明／意見・要望書を提出しました

2021年3月以降に、本会では以下の声明および意見・要望書を発出しています。声明および要望書は、本ニュースに掲載しています。意見は、本会ホームページをご覧ください。

○声明／意見・要望書

発信日	標 題	発信先など
2月24日	子ども家庭福祉に関する資格について（要望）	厚生労働大臣 （日本ソーシャルワーカー連盟による要望）
3月4日	子ども家庭福祉に関する資格について（要望）	厚生労働副大臣 （日本ソーシャルワーカー連盟による要望）
3月25日	「結婚の自由をすべての人に」の札幌地裁判決への見解	声明（日本精神保健福祉士協会との連名）
4月17日	少年法改正法案への声明－18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について－	声明
4月21日	子ども家庭福祉に関する資格のあり方について	厚生労働省子ども家庭局長
4月21日	子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見	社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 座長
4月25日	民法（親子法制）等の改正に関する中間試案に関する意見	法務省民事局参事官室／パブリックコメント ※詳細は本会ホームページをご覧ください。
4月28日	子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見	社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 座長（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会との連名）

2021年2月24日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

日本ソーシャルワーカー連盟

日本社会福祉士会 会長 西島 善久
日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
日本医療社会福祉協会 会長 早坂由美子
日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫

子ども家庭福祉に関する資格について（要望）

貴台におかれましては、日々福祉の増進にご尽力されていることに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省社会保障審議会児童部会に位置づけられた「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術が必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」は、2021年2月2日にとりまとめを公表されました。ソーシャルワーカーの職能団体として、悲惨な児童虐待が頻繁に生じるなかで、ソーシャルワーカーはその予防と適切な対応に最大限の努力をしていく決意であります。

当とりまとめでは、児童虐待に対して、子どもの権利や家族の支援のためのソーシャルワークの必要性を指摘していただきましたが、社会福祉士・精神保健福祉士はソーシャルワーク専門職として、児童虐待に対して責任をもって取り組んでいきたいと決意しています。

その一方で、新たな資格の創設について、資格制度の立て付けや付与方法については継続検討とされますが、一部の報道では国家資格創設と誤解を与えかねない報道がなされました。

日本ソーシャルワーカー連盟は、一貫してソーシャルワーク専門職である社会福祉士、精神保健福祉士の活用促進が虐待防止に最も効果的であるとの主張をしてきました。そこで、改めて下記の事項について要望致します。

記

- 1 児童福祉司が抱える事例への対応はソーシャルワークを基盤とすることが必要であり、ソーシャルワーカー

※3月4日に厚生労働副大臣宛に提出した要望書は、2月24日に厚生労働大臣宛に提出した要望と同一内容です。



日本ソーシャルワーカー連盟で田村厚生労働大臣に要望書を手交しました。

（写真、左から 日本社会福祉士会 会長 西島 善久、日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子、日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 早坂 由美子、厚生労働大臣 田村 憲久）

ク専門職である社会福祉士、精神保健福祉士を積極的に活用すべきである。

- 2 専門性の向上には、社会福祉士および精神保健福祉士のソーシャルワーカー養成課程での充実に加え、児童虐待に対応できる高度な専門性を有する社会福祉士を養成する認定社会福祉士制度を推進していくべきである。当面の課題としては、現任者研修の強化を図るべきである。
- 3 児童福祉司の専門性の向上には実践知や経験値の積み上げが必要であり、短期間の異動等がないよう配置構造の改善が必要である。

以上

「結婚の自由をすべての人に」の札幌地裁判決への見解

貴台におかれましては、日々福祉の増進にご尽力されていることに感謝申し上げます。

私たちは、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士、精神保健福祉士で組織された専門職団体です。

私たちは、倫理綱領において「すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する」ことを宣言しています。

2021年3月17日、同性同士の結婚が認められないのは婚姻の自由を保障した憲法に違反するとして、札幌と帯広の3組6人の同性カップルが国を訴えた裁判で、札幌地方裁判所は、国への賠償請求は棄却し、憲法24条には違反しないとしましたが、「法の下での平等」を定めた憲法14条には違反するとして、違憲性を認めました。また、同日、国は、「他の裁判所に継続中の同種訴訟の判断をまずは注視していきたい」とコメントを出しました。

私たちは、同性同士の婚姻が認められないことが合理的根拠を欠く差別的取り扱いとして違憲性を明確に認めたことを評価します。

現在、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所、大阪地方裁判所、福岡地方裁判所で審理が続いており、私たちは、差別、抑圧、排除などの無い、共生に基づく社会正義の実現をはじめ、基本的人権が尊重される公正・公平な社会の実現を目指し、これからも実践や活動をしていきます。

2021年3月25日

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子

少年法改正法案への声明

-18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について-

4月16日、少年法改正法案が衆議院法務委員会において可決されましたが、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等について、死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑まで対象を拡大することは、結果として厳罰化につながるようになるため日本社会福祉士会は従前から反対の意思表示をしてまいりましたが改めて反対の意思表示をいたします。

要旨

未だ十分に成熟しておらず、成長発展途上にあつて可塑性を有する18歳及び19歳の年長少年について、少年法の適用年齢を引き下げるのではなく、現行の少年法の適用を継続すべきです。

対象となる18歳及び19歳の少年は、児童虐待、とりわけネグレクトを受ける環境下で過ごすことも少なくありません。このような子どもを精神的に支えるためには、保護者に代わる大人との1対1の愛着関係を基にした人間との信頼関係づくりが必要といえます。

ゆえに児童福祉法第31条【保護期間の延長等】においては満18歳を超えても20歳までの延長を認めており、今回の少年法改正による厳罰化と相反しています。

このように成長過程にある者については、その過程に寄り添い、長期間にわたって相談できる環境が重要です。子どもは成長とともに、大切な人と結婚したり、大切な人との間に子どもが生まれたとき、過去の体験を思い出したりして、深い悲しみや苦しみを感じることもあるからです。

そのため、厳しい刑罰よりも、教育的・福祉的な働きかけの方が再犯防止の効果が大きいことが明らかであり、むしろ、結婚や子育てまで継続して支援するべきです。

また、少年の置かれている状況や特性・犯罪の背景と無関係に犯した罪名により範囲を広げて一括して「原則逆送事件」にすること及び公判請求することによって実名報道が行われることは、自立途上の少年の成長や可能性を社会が抑え込むことであり18歳及び19歳の少年の社会的自立をきわめて困難にするものです。特に、SNS等による誹謗中傷や人権侵害が社会問題になる中で、少年の人生における選択肢と可能性を狭めることでもあり自立・成長する権利を奪うものと言えます。

さまざまな背景を持つ少年が「個人として尊重」され、よき社会人として育つためには教育的・福祉的な働きかけが重要と考え本改正法案に改めて反対します。

また、関係機関連携強化や実名報道の解禁が健全育成や更生の妨げにならない配慮を行うよう周知するこ

と等を政府に求める付帯決議については完全実施されることを望みます。

2021年4月17日
公益社団法人日本社会福祉士会
会長 西島 善久

2021年4月21日

厚生労働省子ども家庭局長
渡辺 由美子 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子

【要望】 子ども家庭福祉に関する資格のあり方について

1. 子ども家庭福祉に関する新たな国家資格の創設には反対いたします。
2. 子ども虐待撲滅のための新たな資格は、社会福祉士と精神保健福祉士のうち高度な専門性を有する者に対する認定資格としてください。
3. 社会的養育専門委員会での論点を、当初課題とされていた児童虐待の撲滅に焦点化してください。

2021年4月21日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子

子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見

私たちは、従前より、新たな国家資格の創設には反対の立場をとって参りました。その考えは、『子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ』のとりまとめを拝見した今も変わるものではございません。ソーシャルワークの専門性は一つであり、また地域共生社会の実現に向けて既存の国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士が今後一層の研鑽を重ねることで、この分野においてもソーシャルワーカーとして機能できると考えております。繰り返しを厭わずに申し上げますと、私たちの提案の主旨は、多職種等の連携によって、子どもとその家庭の支援を展開していくこと、その専門性の確立のためには、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を基礎として専門分野の研鑽の仕組みを構築し、質の担保を「認定」とするというものです。

私たちは、子どもとその家庭の支援において、ソーシャルワークが欠かせず、であればこそソーシャルワーカー資格の細分化ではなく、ソーシャルワークのアイデンティティを強化しつつ、その基盤の上に、各分野の専門性を高めることが最善の方策であると信じております。これから開始される専門委員会におかれましては、職能団体や養成団体等のヒアリングに加え、パブリックコメントを実施して開かれたご議論を展開していただけますようお願い致します。

2021年4月28日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 早坂由美子

子ども家庭福祉に従事する者の資格の在り方に関する意見

平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力くださっていることに感謝申し上げます。

さて、4月23日に開催された第27回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下、専門委員会）におきまして、厚生労働省子ども家庭局より、資料3-2（子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関する議論の叩き台）として、「基本的な考え方」が提示されましたが、後日、専門委員会においてソーシャルワークの職能団体としての意見陳述の機会を頂戴できると伺っております。

このたび、別紙のとおり、「基本的な考え方」について論点ごとの意見をまとめましたので、次回以降のご議論の資料としてお取り扱いくださいますようお願い申し上げます。

別紙：「基本的な考え方のイメージ（多職種で問題解決をしていくために）」（25ページ参照）

e-ラーニング講座のご案内

e-ラーニング講座を配信中！ ぜひご視聴ください！

★視聴方法

本会ホームページより、50以上のe-ラーニング講座を視聴していただくことができます。講座の視聴には、ユーザー IDとパスワードが必要となります。ユーザー IDは日本社会福祉士が発行した会員番号、パスワードは新規入会登録時および更新会員証送付時にご連絡をしています。

パスワードが不明の場合は、e-ラーニング担当 (e-learning@jacsw.or.jp) までお問い合わせをください。



e-ラーニング
システム
ログインページ
QRコード

配信開始日	講座名
2021年2月8日	社会福祉士に必要な会計・財務マネジメント（前半・後半） 本講座は、社会福祉士に必要な会計や財務マネジメントを学びます。前半と後半の2部構成になっており、前半では社会福祉法人の会計の仕組みを理解する講義内容になっています。演習問題を解きながら理解を進めます。
2021年3月12日	ナラティブ・アプローチ 本講座は、ソーシャルワーク実践におけるアプローチ方法の一つである、ナラティブ・アプローチについて学びます。
2021年4月1日	基礎研修Ⅰ（ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ、権利擁護・法学系科目Ⅰ） ※この講座の修了のみで基礎研修の受講は完了しません。
2021年4月7日	地域共生社会の実現にむけたグループスーパービジョン 本講座では、グループスーパービジョンの理論の基本的理解と、グループスーパービジョンの実践経過の理解、スーパーバイザーの役割・技能等について学びます。
2021年4月7日	地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割とスーパーバイザーへの期待 地域共生社会の実現に資する社会福祉士を育成するために前提となる知識である、地域共生社会の概念や、その実現に向けた社会福祉士の実践能力・役割・機能、スーパーバイザーの役割等について学びます。
2021年4月10日	「当たり前」をひっくり返す 「私」 から始まるコミュニティワーク 本講座は、2019年に開催された、日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（茨城大会）の基調講演をベースとした内容です。
2021年5月10日	基礎研修Ⅱ（ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ、権利擁護・法学系科目Ⅰ、地域開発・政策系科目Ⅰ、人材育成系科目Ⅰ） ※この講座の修了のみで基礎研修の受講は完了しません。
2021年5月10日	基礎研修Ⅲ（ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ、権利擁護・法学系科目Ⅰ、地域開発・政策系科目Ⅰ、人材育成系科目Ⅰ、サービス管理・経営系科目Ⅰ） ※この講座の修了のみで基礎研修の受講は完了しません。
2021年5月27日	地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修 本講義では、現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるよう、研修プログラムの開発を行った研修です。 ※本講義は今後実施する予定の「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」の演習とセットとなります。

2021年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

月	日	企 画 名	会 場	都道府県 社会福祉士会 からの派遣	都道府県社会福 祉士会推薦のあ る研修・会議等	規模等
4	11 17	全国生涯研修委員会議 第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会	本会事務局	○		47都道府県士会
5	8 15	生涯研修センター協議会 第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会	本会事務局	○		15人
6	19	第33回通常総会 第3回理事会	東京都内			
7	3 3-4 17	第3回業務執行理事打合せ 第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山 形大会） 第4回業務執行理事打合せ 第4回理事会	オンライン 本会事務局			2000人
8	15 21	倫理綱領伝達研修 第5回業務執行理事打合せ・第5回理事会	オンライン		○	50人
9	18	第6回業務執行理事打合せ 第6回理事会	本会事務局			
10	2 2-3 17 30-31	第7回理事会 都道府県社会福祉士会会長会議 全国生涯研修委員会議 スーパーバイザー養成研修	東京都内 東京都内 東京都内 オンライン	○ ○	○	47都道府県士会 47都道府県士会 50人
11	13 20	生涯研修センター協議会 第7回業務執行理事打合せ 第8回理事会	本会事務局 本会事務局	○		15人
12	18	第8回業務執行理事打合せ 第9回理事会	本会事務局			
1	15	第9回業務執行理事打合せ 第10回理事会	本会事務局			
2	5	第10回業務執行理事打合せ 第11回理事会	本会事務局			
3	19	第12回理事会 臨時総会	東京都内			

○開催月が未定の本会行事予定

企 画 名	会 場	都道府県 社会福祉士会 からの派遣	都道府県社会福 祉士会推薦のあ る研修・会議等	規模等
生活困窮者支援ソーシャルワーク研修	オンライン			80人
生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会	オンライン			150人
独立型社会福祉士研修	オンライン			80人
独立型社会福祉士全国実践研究集会	オンライン			150人
司法福祉全国研究集会	オンライン			150人
第8期虐待対応専門研修～アドバイザーコース～	未定		○	60人
地域包括ケア全国実践研究集会	未定			
マクロソーシャルワーク研修	オンライン			
都道府県ばあとなあ連絡協議会	オンライン	○		
多文化ソーシャルワークセミナー				
スクールソーシャルワーク全国実践研究集会	オンライン			

学会関連情報

研究誌『社会福祉士』第29号の論文等募集

7月1日(木)より研究誌『社会福祉士』第29号の論文等を募集します(締切9月17日(金)必着)。第29号から投稿分類が新しくなります。また、必着日も従来より若干早まります。執筆要領などの詳細は本ニュースに同封の案内をご覧ください。

また、本会ホームページにも同内容の案内を掲載します。都道府県社会福祉士会会員の皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。

生涯研修センター情報

「2021年度 新スーパーバイザー養成研修」のご案内

本研修は、認定社会福祉士認証・認定



機構にスーパーバイザーとして登録申請することを目的に開催します。なお本研修を修了しただけでは、スーパーバイザーの登録はされません。本研修修了後、認定社会福祉士認証・認定機構のスーパーバイザーの登録要件を満たした上で、認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザーの登録申請をしていただくことが必要です。登録後は、都道府県社会福祉士会でのスーパーバイザーの役割を担っていただきます。

【日程】2021年10月30日(土)～31日(日)

【会場】オンライン研修 (Zoomミーティング)

【定員】50人 (先着順ではございません)
本研修の受講には事前課題の提出と審査があります。本研修の詳細については本会ホームページに掲載している開催要項をご確認ください。

その他の情報

ホームページをリニューアルします

2021年7月に、日本社会福祉士会のホームページをリニューアルします。今回のリニューアルでは、情報を整理し、より見やすく、探しやすい構成やデザインとなります。なお、会員専用ホームページは廃止となり、「掲示板」サービスは終了となります。

新刊・近刊等情報 Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■「チーム学校」を実現するスクールソーシャルワーク

執筆者：大塚 美和子 (兵庫県社会福祉士会)、西野 緑 (大阪社会福祉士会)
発売元：株式会社明石書店
発行年月：2020年8月
価格：2,200円 (税別)

本書は、豊富な事例とその根拠となる理論、法制度をセットにして、実践と理論、法制度を行き来しながら理解が深まるように構成に工夫がされています。実務者がさらにステップアップできる内容が盛り込まれており、教職員研修でのチームアプローチ理解の教材としても最適です。

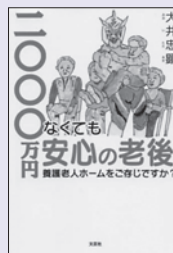


■二〇〇〇万円なくても安心の老後 養護老人ホームをご存じですか？

執筆者：大井 忠顕 (大阪社会福祉士会)
発売元：株式会社文芸社
発行年月：2020年6月

価格：1,000円 (税別)

本書は、養護老人ホームに長年携わってきた著者が、養護老人ホームと入所されている方のケースを読みやすい文章で紹介しています。2019年に話題になった「老後二〇〇〇万円必要問題」に対し「そんなに騒がなくても、安心して十分生きていけるのに。私の勤める施設に入所している人は誰一人、二〇〇〇万円なんて持っていない(本文より)」。社会保障と老後のしあわせについて考察した一冊です。



■主体性を引き出すOJTが福祉現場を変える ―事例で学ぶ環境づくりと指導法―

執筆者：津田 耕一 (兵庫県社会福祉士会)
発売元：株式会社ミネルプア書房
発行年月：2020年11月
価格：2,500円 (税別)

福祉現場で部下・後輩の指導を担っている職員は、その方法について頭を悩ませることが多く、OJTという言葉を知っていてもどのように現場に導入すればよいのかわからない



という人が多いのが実情です。現場でよく生じる事例をもとに、普段の部下・後輩との関わりの中で、どの部分がOJTなのかを具体的に示し、OJTをより有意義に行うための環境づくりの必要性、双方の関わり方、効果的な指導法を解説しています。また、OJTを意識した取り組みと意識していない取り組みの違い、そして「自分で考えろ」と言わない(言わなくて済む)指導法を明快に示した一冊です。

■いっしょに考える外国人支援 ―関わり・つながり・協働する

編著：南野 奈津子 (千葉県社会福祉士会)
発売元：株式会社明石書店
発行年月：2020年9月
価格：2,400円 (税別)

日本で暮らす外国人は、どのような生活困難を抱えているのか。本書では、その問題が起きる構造、行われている支援の実例、今後の課題と展望を、法律・医療・教育・労働・福祉・難民支援の各領域から明らかにします。実際に起きていることを知ることが第一歩、そして「関わり、つながり、ともにできることをしてみる」に、できる形がかかわってほしい。外国人支援に関わる専門職必携の一冊です。



事務局組織図 (2021年5月1日現在)

事務局長 牧野 一義 事務局次長 北村裕美子 企画室 (事務局長、 事務局次長兼任)	総務・組織運営グループ 北村裕美子 (課長兼任) 総務グループ業務全般 草川 茂 (課長補佐) 総務、学会、綱紀、保険、契約、労務、派遣社員関係 庄子 夏子 (主任) 会員管理、広報 松野由美子 (主任) 経理・出納、委託販売管理、全国大会、統一模試 中野 駿 生涯研修センター企画・運営、認定社会福祉士 (制度推進・名簿登録) 内藤 杏子 会員管理 (ぱあとなあ、独立型社会福祉士、スーパーバイザー)、基礎研修、 e-ラーニング、倫理綱領 要 優児 生涯研修センター企画・運営
	企画グループ 荒木 千晴 (課長) 権利擁護センターぱあとなあ、国際 縄田 宣之 (主任) 権利擁護センターぱあとなあ (虐待関連) 北村 毅 (主任) 司法福祉、生活困窮者支援、自殺予防、独立型社会福祉士 神園 明香 (主任) 地域包括ケア、権利擁護センターぱあとなあ (後見) 赤沼 裕紀 (主任) 子ども家庭支援、スクールソーシャルワーク、権利擁護センターぱあとなあ (後見)
	認定社会福祉士制度推進グループ 牧野 一義 (課長兼任) 認定社会福祉士制度推進グループ業務全般 倉持美保子 (主査) 認定社会福祉士認証・認定機構 柏谷 千晶 (主任) 認定社会福祉士認証・認定機構

四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

6月

12日(土)リーガルソーシャルワーク
研究委員会
19日(土)第33回通常総会
第3回理事会
20日(日)生涯研修センター企画・運
営委員会
25日(金)地域包括ケア推進委員会
27日(日)後見委員会

7月

3日(土)第3回業務執行理事打合せ
3日(土)～4日(日)第29回日本社
会福祉士会全国大会・社会福祉
士学会(山形大会)
11日(日)生活困窮者支援委員会
17日(土)第4回業務執行理事打合せ
第4回理事会
18日(日)生涯研修センター企画・運
営委員会

8月

21日(土)第5回業務執行理事打合せ・
第5回理事会
22日(日)生涯研修センター企画・運
営委員会

都道府県社会福祉士会 会員情報

4月30日付	会員数	43,084人
4月中 入会	会員数	639人増
前年同月会員増減数		34人増
前年同月会員増減率		0.08%増